

**富山市男女共同参画プラン
2007-2016**

後期実施計画(案)

2012-2016

**平成23年12月26日
富山市**

富山市男女共同参画プラン 2007-2016 後期実施計画

目次

第1章 後期実施計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 計画策定の位置づけと方針	2
(1) 計画の位置付け	
(2) 計画の方向性	
(3) 計画の基本理念	
(4) 計画実現のための視点	
4. 前期実施計画策定後の富山市をとりまく社会情勢	4
(1) 少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少	
(2) 未婚化の進行	
(3) 経済活動と雇用の低迷	
(4) ボランティア意識、支えあい意識の高まり	
5. 富山市男女共同参画に関する市民意識調査から	7
6. 国・県の動き	9

第2章 後期実施計画

1. 推進目標	11
2. 後期実施計画で重点的に取り組む5つの事項	12
後期実施計画体系図	14
●推進目標1 意識を変える、権利を守る	
取組みのテーマ〈1-1 男女の人権を尊重し、平等意識を啓発する〉	16
取組みのテーマ〈1-2 体と心の健康を守る〉	21
●推進目標2 能力を生かす、可能性を育てる	
取組みのテーマ〈2-1 地域の政策や運営・経営の方針を定める〉	27
取組みのテーマ〈2-2 女性人材を発掘し育成する〉	29
取組みのテーマ〈2-3 男女がともに働きやすい社会をつくる〉	32
●推進目標3 家庭で支える、地域で取り組む	
取組みのテーマ〈3-1 家庭で喜びと責任を共有する〉	40
取組みのテーマ〈3-2 地域で取り組む〉	43

【富山市DV対策基本計画】

●推進目標4 配偶者等からの暴力の根絶に取り組む

1. 計画策定の趣旨	49
(1) 策定の背景	
(2) 策定の趣旨	
2. 計画の位置付け	49
3. 計画期間	50
4. 計画の推進体制	50
取組みのテーマ〈4-1 DV根絶のための意識づくりを推進する〉	51
取組みのテーマ〈4-2 相談体制を強化する〉	55
取組みのテーマ〈4-3 安全確保と自立支援に取り組む〉	59
取組みのテーマ〈4-4 DV対策推進体制の充実を図る〉	64

第3章 計画の推進体制

1. 計画推進体制の整備	67
(1) 富山市男女共同参画推進審議会の設置	
(2) 庁内体制の充実	
(3) 拠点施設の充実	
2. 協働による取組みの推進	68
(1) 富山市男女共同参画推進地域リーダーの委嘱	
(2) 市民参画の促進とネットワークづくり	
3. 国・県・関係機関やメディアとの連携	68
(1) 国・県・関係機関との連携	
(2) メディアとの連携	
4. 計画の進行管理	68
(1) 進捗状況の管理	
(2) 調査研究	
(3) 情報公開の推進	
(4) 苦情の申出への対応	
5. 計画関連指標	69
資料集	72
用語解説	99

第1章 後期実施計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

2005年（平成17年）の合併により新たなスタートをきった本市では、2006年（平成18年）4月1日、「富山市男女共同参画推進条例」を施行し、豊かで活力に満ちた男女共同参画社会の実現を目指して、取組みの理念と方向性を定めました。

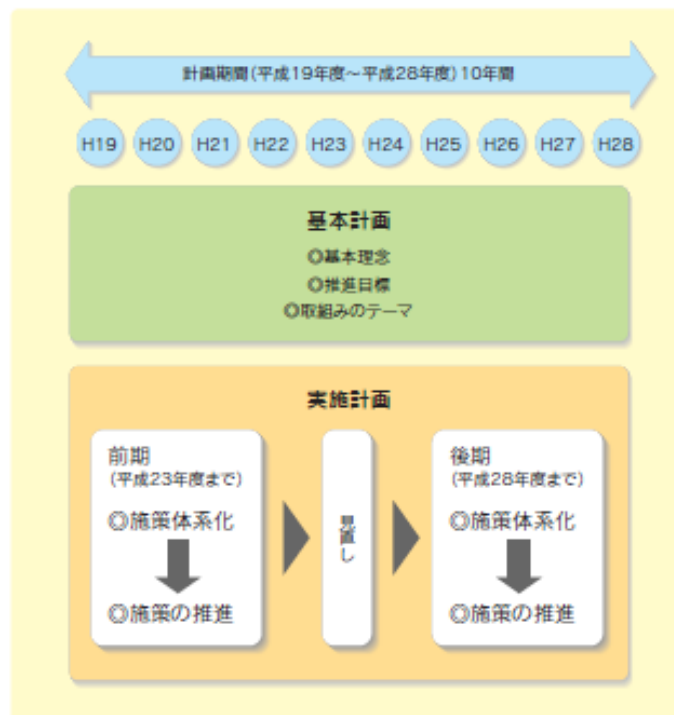
2007年（平成19年）3月には、「富山市男女共同参画プラン2007-2016」（以下、プランという）を策定し、本市の男女共同参画社会実現に向けた基本理念、計画の推進目標、及び施策の方向を定めた「基本計画」を掲げるとともに、条例の具現化を図るために、前期5カ年の施策を「前期実施計画」として提示しました。

前期実施計画の策定から5カ年が経過する間、世界や日本経済の低迷に少子高齢化の進行など本市を取り巻く状況は変動し続けており、そうした環境の変化に対応するためには、一人ひとりの人権や個性が尊重され、能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、ますます重要となっています。

後期実施計画は、社会情勢の変化を反映させるとともに、前期実施計画の進捗状況を評価して、あらためて後期5カ年の施策を体系的に明示するために策定するものです。

2 計画期間

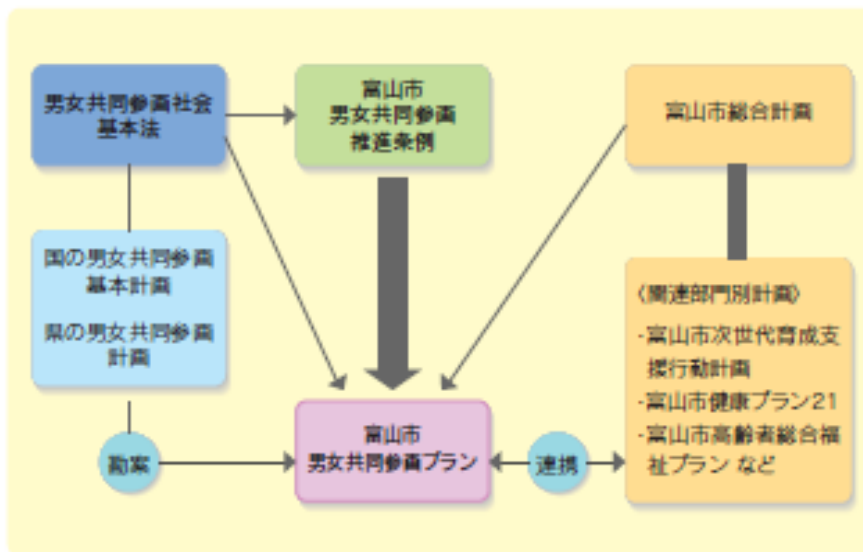
後期実施計画は、プランの全体計画期間である平成19年度から28年度までの10カ年のうち、平成24年度から平成28年度までの後期5カ年を計画期間とします。



3 計画策定の位置づけと方針

(1) 計画の位置づけ

- この計画は「男女共同参画プラン 2007-2016」の、後期5カ年の施策を体系的に示す実施計画として策定します。
- 「富山市男女共同参画推進条例」の理念の、総合的かつ計画的実現をめざすものです。
- 「富山市総合計画」との整合性を保ちながら、関連する本市の部門別計画との連携を図るものです。



(2) 計画の方向性

●プラン基本計画の維持・推進

「男女共同参画プラン 2007-2016」では、平成19年度からの10カ年を期間とする基本計画の中で、基本理念、推進目標を掲げています。後期実施計画においてもこの方向性を維持し、推進に努めます。

●社会情勢の把握と市民意識調査の結果の反映

前期計画期間中の社会情勢の変化と、男女共同参画をめぐる新たな課題を把握するとともに、平成22年度に行った「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を反映させます。

●前期実施計画の進捗評価

前期実施計画に掲げた施策の進捗状況を評価し、その結果を反映させます。

●国の法律・計画等の勘案

国の「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月）に記された重点分野を視野にいとるとともに、県の「富山県民男女共同参画計画」等の関連計画を勘案します。

(3) 計画の基本理念

プランの基本計画では、富山市民が目指す社会を「男女が互いにその人権を尊重し、喜

びも責任も分かち合いながら、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」であるとしています。後期実施計画はこの基本計画に記した社会の実現を目指し、プランに掲げる次の7つの基本理念の推進に努めます。

◇男女の人権の尊重（条例第3条より）

男女を問わずすべての人は、個人としての尊厳を重んじられなくてはなりません。そして性別による差別を受けることなく、個人としての能力を十分に発揮する機会を確保される必要があります

◇社会制度や慣行についての配慮（条例第4条より）

社会には多くの制度や慣行が存在し、それらは時として性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会活動に対して中立を欠く影響を及ぼしてきました。このような制度や慣行を見直し、男女の自由な活動の選択を妨げることのないように配慮することが大切です。

◇政策等の立案・決定における共同参画機会の確保（条例第5条より）

男女は社会の対等な構成員です。そして互いに力を合わせてよりよい社会を築くためのパートナーです。そこで市や団体での政策や方針の立案・決定とともに参画する機会が確保されることが重要です

◇家庭生活と社会活動の両立（条例第6条より）

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に子どもの養育や家族の介護など家庭生活における役割を果たすことは、家族の一員としての責任であり喜びです。また、こうした家庭生活の営みとその他の社会活動を両立できるように、よりよい社会づくりに取り組む必要があります。

◇男女の性の尊重と生涯にわたる健康への配慮（条例第7条より）

男女が互いの身体の違いを理解して性を尊重し、特に女性の身体の特性について十分に配慮するとともに、すべての人が、生涯にわたって心身の健康を確保し生活できる環境に配慮する必要があります。

◇世界的視野の下での男女共同参画（条例第8条より）

男女共同参画推進の様々な取組みは国際的な動きとともに進められてきました。そこで、これらの動きについて理解と関心を深め、連携・協力しながら男女共同参画推進に関わることが重要です。また在住外国人が市民生活を安心して豊かに暮らせるように、相互理解と交流の促進を図っていく必要があります

◇市、市民及び事業者の協働（条例第9条より）

男女共同参画の推進のために、市、市民や事業者はそれぞれの役割を理解し、その役割を果たすとともに、互いが協働して取り組むことによって、より大きな成果を目指すことが重要です。

(4) 計画実現のための視点

① 主体的役割の理解と市民との協働

男女共同参画の推進のために、プラン基本計画に記した市、市民、事業者及び教育関係者がそれぞれの主体的役割を理解し、協働して取組むことを基本姿勢とします。

② 積極的改善措置

男女間の社会的な機会の不均衡や格差を改善し、互いが平等に社会参加するために、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し機会を提供する積極的改善措置（いわゆるポジティブ・アクション）の実施を、市民や事業者、教育関係者に幅広く呼びかけ、男女共同参画社会の形成促進を求めています。

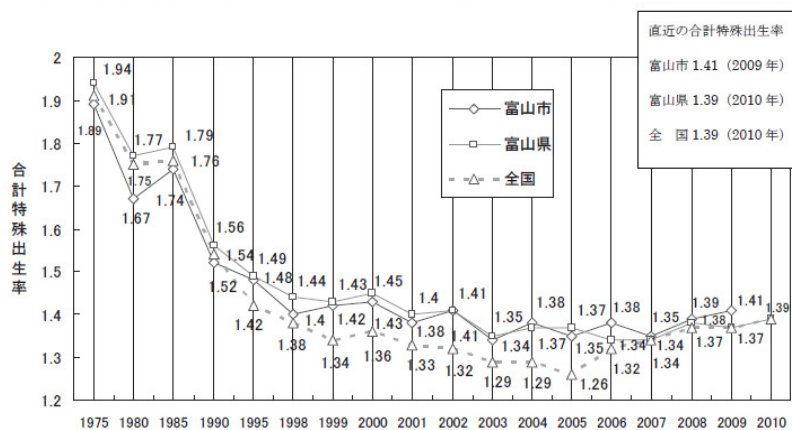
4 前期実施計画策定後の富山市をとりまく社会情勢

前期実施計画策定後の本市をとりまく社会情勢の変化のうち、男女共同参画の個別テーマに直結する事項については、本計画第2章の「後期実施計画 取組みのテーマ」ごとに述べることにし、ここでは人口動態や家族構造の変化、経済活動の趨勢など、一般的な社会状況変化について取り上げます。

(1) 少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少

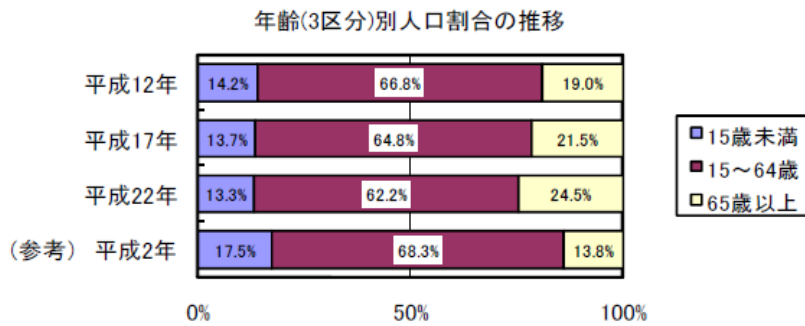
我が国の人口は、2005年（平成17年）に初めて自然減に転じ、2006年（平成18年）に微増した後は2009年（平成21年）まで再び毎年減少を続け、今後も減少が予想されています。2010年（平成22年）国勢調査では本市の人口は421,953人で、2005年（平成17年）の国勢調査と比較し714人（0.17%）の微増となっていますが、長期的には本市においても人口の自然減が進むものと予想

されています。合計特殊出生率は、本市が1.41（2009年）富山県1.39（2010年）、全国1.39（2010年）と、ここ数年はわずかな上昇傾向を見せていますが、人口維持に必要とされる2.08には大きく及ばない状況です。



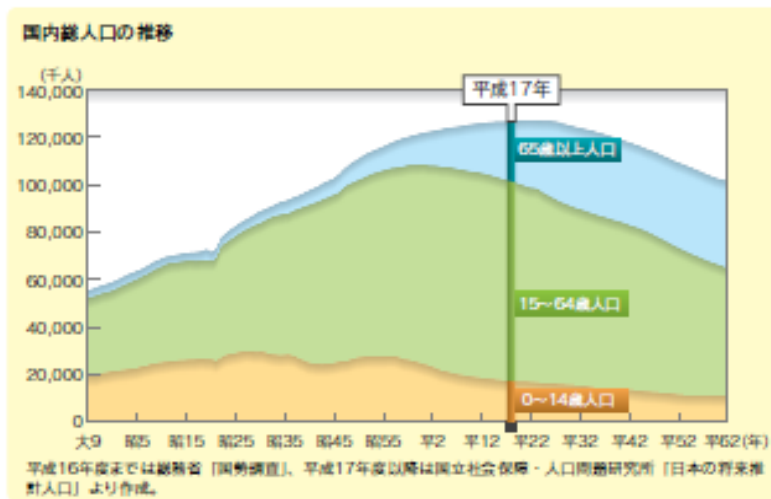
資料 厚生労働省「人口動態統計」・富山市情報統計課

本市におけるこうした人口動態を、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分の動きとしてあらためて見ると、2005年（平成17年）に64.8%であった生産年齢人口割合は2010年（平成22年）には62.2%に減少し、逆に老年



人口割合は 2005 年の 21.5%から 2010 年には 24.5%に増加していることがわかります。

また、世帯構成について本市の状況を見ると、2010 年国勢調査では「単独世帯」（一人暮らし世帯）が 2005 年と比べて 6,168 世帯（15.5%）増加し、一般世帯に占めるその割合は、26.3%から 28.9%へ 2.6 ポイント上昇しています。また高齢単身世帯（一人暮らしの高齢者）は、2005 年と比較すると、2,813 世帯（27.2%）増加しています。



資料：(上)(下)とも：平成22年国勢調査 人口等基本集計より

こうした傾向は本市に限らず全国に共通の現象であり、それは今後も続くと考えられています。つまり、今日の人口減少は単純な人口規模の縮小ではなく、生産年齢人口の減少と老年人口の増加という人口構造の変化であることがわかります。

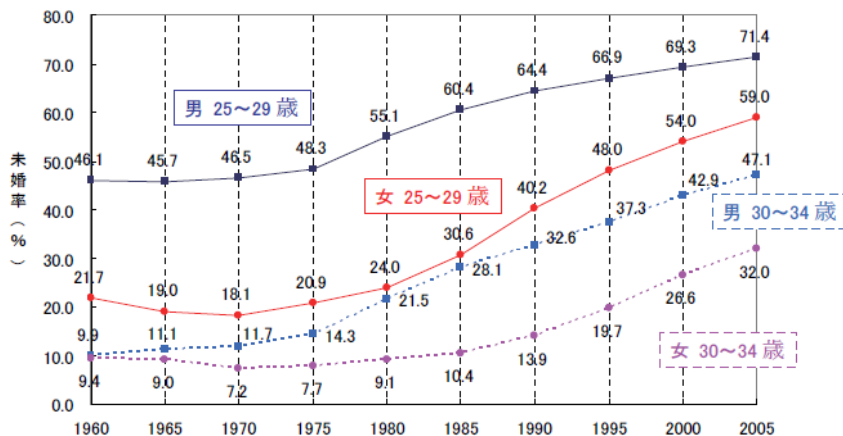
人口動態や世帯構成の変化といったこれらの一連の統計結果は、安定した社会や経済の持続のために、大きな課題を我々の前に示すものであると言えます。

(2) 未婚化の進行

厚生労働省の人口動態統計によれば、2010 年の全国の平均初婚年齢は、男性が 30.5 歳、女性が 28.8 歳であり、過去 10 年で男性が 1.7 歳、女性が 1.8 歳上昇しています。

また未婚率をみると、2005 年時点で、30～34 歳の男性の 47.1%、30～34 歳の女性の 32.0%が未婚であり、過去 10 年間で男性が 9.8 ポイント、女性が 12.3 ポイントと大きく未婚率は上昇しています。

男女ともに見られるこうした未婚化、晩婚化の顕著な傾向は、少子化の進行や単身家族の増加など、我が国の様々な社会現象に直接的な影響をもたらすものと考えられています。



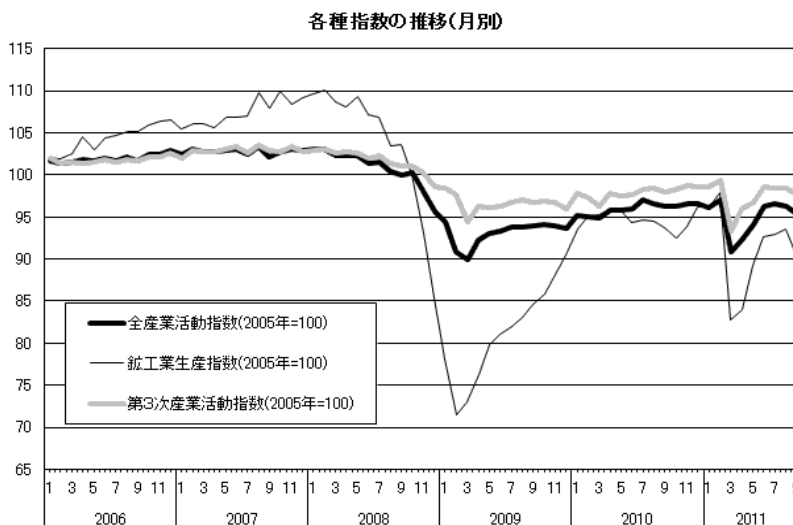
資料 総務省統計局「国勢調査」

(3) 経済活動と雇用の低迷

2008年（平成20年）9月の米国大手証券会社の破綻を契機としたいわゆるリーマンショックは、その後全世界規模の金融危機に発展しました。日本経済もこうした世界的景気後退の影響下で、急速な景気悪化に陥りました。その後徐々に景気に持ち直しの動きが見られるようになっていましたが、2011年（平成23年）3月の東日本大震災で国内経済は再び大きな打撃を受け、その後も先進国の成長鈍化の顕在化、世界的な経済金融情勢の不確実さなどの影響を受けて、2011年時点での国内経済の回復は、依然として不透明なものとなっています。

経済環境の沈滞は、雇用削減による失業率の上昇や有効求人倍率の低迷、派遣社員の雇用調整などに直結し、今後も雇用情勢は厳しい状況が続くと予想されています。

こうした経済・雇用状況をふまえ、将来にわたり持続可能で弾力性と活力に富んだ社会の構築が、我が国の重要な課題となっています。



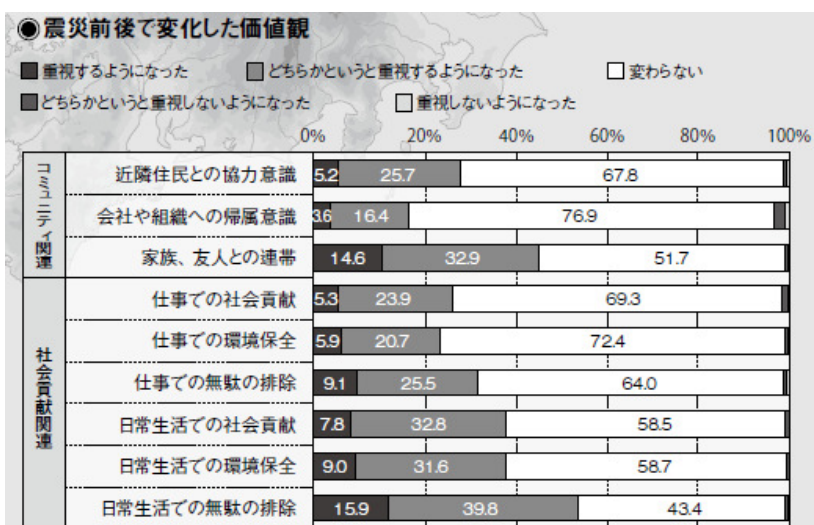
資料：経済産業省 産業活動指数（2011年）

(4) ボランティア意識、支えあい意識の高まり

我が国は、2011年3月に発生した東日本大震災により、未曾有の被害に見舞われました。その歴史的苦難からの復旧・復興に大きな役割を果たしたのが、全国から駆けつけたボランティアの人々でした。(財)経済広報センターが行った2011年7月の調査によれば、東日本大震災をきっかけとしてボランティア活動に対する意識が「高まった」(24%)または「ある程度高まった」(43%)とした人は67%に達し、今後ボランティア活動に「参加したい」(19%)または「機会があれば参加したい」(64%)とした人は83%に達しています。

これまでには一般に世代が上がるほどボランティア活動を行う割合は高くなる傾向があるとされてきましたが、近年ボランティア活動が学校教育課程でも取上げられ、ボランティア経験がある人の割合は、29歳以下が最も高いという結果が出ています。

また、「東日本大震災前後で変化した価値観」について尋ねた民間調査では、47.5%の人が「家族、友人との連帯」について、30.9%が「近隣住民との協力意識」について「重視する・どちらかという重視するようになった」と答えています。この傾向は、大震災以降の家族団らんの時間増加、結婚相談所への申込み件数増加という社会現象にも表れていると指摘されています。



出典：goo リサーチ「震災後の被災地支援および価値観の変化に関する調査」
(n = 1000 人、単一回答)

5 富山市男女共同参画に関する市民意識調査から

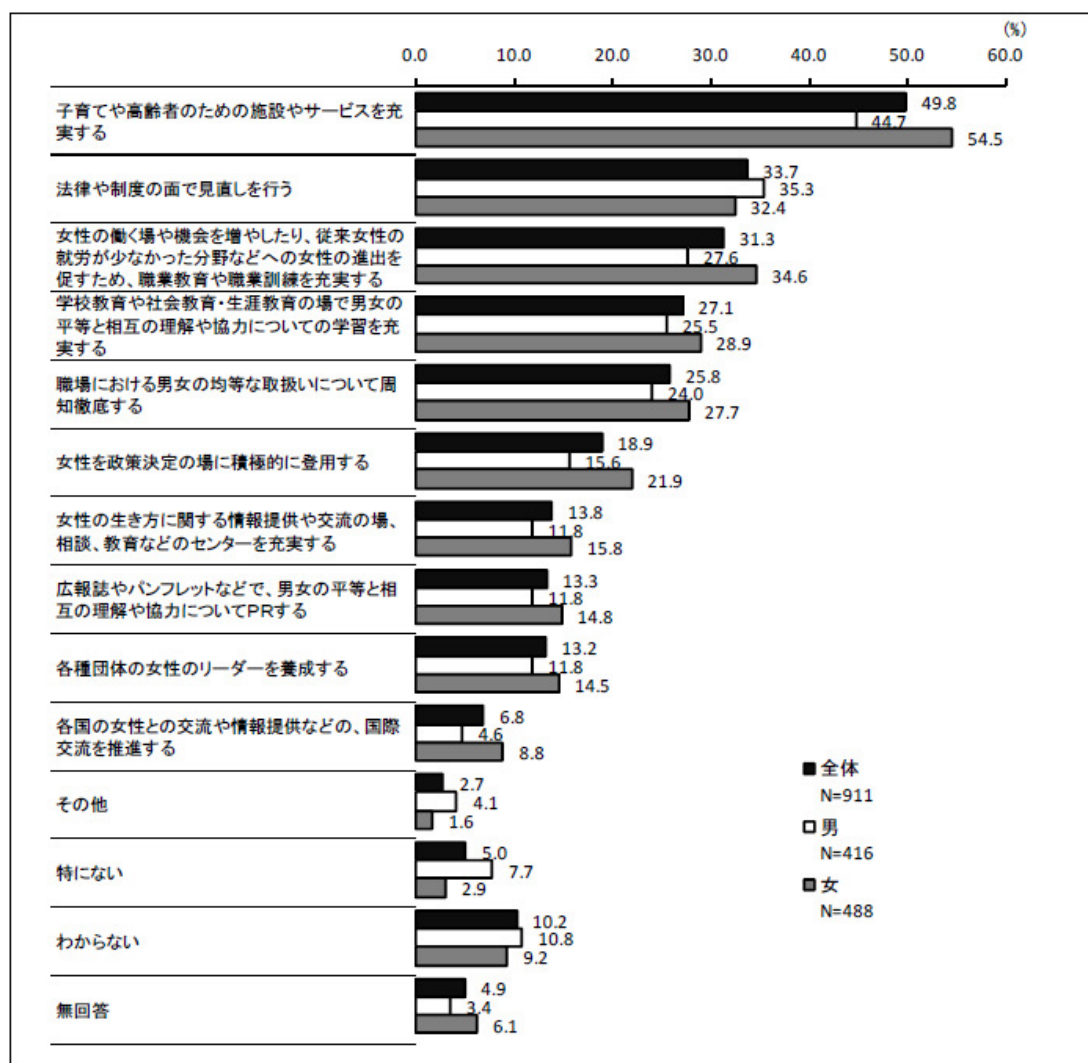
2010年(平成22年)、男女共同参画に関する市民の意識や実態、ニーズを的確に把握するために、本市に居住する20歳~79歳の中から1200人を無作為抽出して、「富山市男女共同参画に関する市民意識調査報告」を実施しました。

その中で、「男女共同参画社会」を形成していくために今後行政に望むことを尋ねたところ、49.8%と最も多くの方が望んだのが「子育てや高齢者のための施設やサービスを充実する」でした。次いで、前回の2005年(平成17年)調査では5位であった「法律や制度

の面で見直しを行う」については 33.7%、そのほか「女性の働く場や機会を増やしたり、従来女性の就労がなかった分野などへの女性の進出を促すため、職業教育や職業訓練を充実する」については 31.3%、「学校教育や社会教育・生涯教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」については 27.1%の人が、要望すると答えています。

これらの結果はおおむね前回調査と変動がなく、男女共同参画プラン前期実施計画の実施を経て、市民は 5 年前と同様の要望を行政に抱いている状況であると言えます。

図 5-2 「男女共同参画社会」形成のために行政に望むこと（複数回答）



平成 22 年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査報告より

6 国・県の動き

前期実施計画策定後の、国及び県の主な動きは次のとおりです。

< 国の動き >

◆女性の社会参画促進

「女性の参画加速プログラム」の策定

2008年（平成20年）、様々な分野での女性の参画拡大のさらなる戦略的な取組みのために「女性の参画加速プログラム」が策定され、仕事と生活の調和の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実、意識の改革が、基本的方向として掲げられました。

◆雇用環境の充実

「パートタイム労働法」の改正

パートタイム労働者にとってより働きやすい雇用環境を整備するため、2007年（平成19年）、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（「パートタイム労働法」）が改正され、短時間労働者の待遇確保、通常労働者への転換の推進などが盛り込まれました。

◆ワーク・ライフ・バランスの推進

「仕事と生活の調和憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

2007年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。各々のライフサイクルやスタイルに応じて個性と能力を生かすワーク・ライフ・バランスの推進が、人口減少時代の労働力確保や、人材活用の観点からも一層注目され、内閣府は2008年を「仕事と生活の調和元年」と位置づけ、「カエル！ ジャパン」をキャッチフレーズとしたキャンペーンを開始しました。

「次世代育成支援対策推進法」の改正

2008年、子どもたちの育成と仕事が両立できる職場環境づくりをさらに進めるため、次世代育成支援対策推進法が改正されました。改正により、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が、従業員数101人以上の企業に拡大されました。

「育児・介護休業法」の改正

2009年（平成21年）、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（「育児・介護休業法」）が改正され、短時間勤務制度や所定外労働免除の義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業取得促進策等の法整備が行われました。

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

DV防止法の改正

2007年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（「DV防止法」）が改正されました。これにより保護命令の対象拡充、接近禁止命令の拡充など、被害者支援の充実が図られました。また「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の

実施に関する基本的な計画」（「DV 基本計画」）の策定、及び配偶者暴力相談支援センターの設置が、市町村の努力義務とされました。

◆男女共同参画全般の推進

第3次男女共同参画基本計画の策定

2010年（平成22年）、「女性の活躍による経済社会の活性化」「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」などの15項目を重点分野とする、第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

<富山県の動き>

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改正

2009年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を改正しました。

「富山県民男女共同参画計画（第3次）」の策定

2012年（平成24年）、男性や子どもにとっての男女共同参画、行政における女性の参画促進などを重点課題とする「県民男女共同参画計画（第3次）」が策定される予定となっています。

第2章 後期実施計画

1 推進目標

目標1 意識を変える、権利を守る

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と日本国憲法にうたわれ、「男女共同参画社会基本法」で示されている「男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的扱いを受けることがなく、一人ひとりの能力を発揮する機会が確保される」社会の実現は、誰もが望んでいるものです。

しかし、「男女共同参画社会基本法」が施行され10年以上が経過した今でも、私たちの意識の根底や社会の慣行の中には、まだまだ変えていかねばならない点が残っていることも確かです。

男女共同参画社会の実現には、私たちが自らの意識を見つめ直し、家庭はもちろん、教育・学習の場や企業においても人権啓発を通して意識を変え、理解を促進する取り組みを行うことが必要です。

また、男女がともにその性を尊重し、生涯を通じて体と心の健康を保持していくための社会環境の整備も大きなテーマです。

目標2 能力を活かす、可能性を育てる

魅力ある豊かな社会を築くためには、男女の能力と活力が、まちづくりや社会活動に十分に活かされることが大切です。そのため、政策運営や経営方針決定の場への女性の参画を促進する働きかけを行い、新たな女性人材の発掘やエンパワーメントなど、女性一人ひとりの可能性へのアプローチを、産学官連携など社会全体の動きと連動しながら進めていくことが重要です。

男性、女性がともに働きやすい社会を目指すことは、女性の就業機会の確保や経済的自立を促すにとどまらず、多様な働き方や、健康で豊かな生き方が選択できるワーク・ライフ・バランスの実現につながるものです。また、少子高齢化が進行し生産年齢人口が減少していく社会にとって、大きな労働力を確保し、活発な経済活動の維持が期待できる点からも、現在最も重要なテーマのひとつといえます。

目標3 家庭で支える、地域で取組む

家庭は、家族というかけがえのないパートナーが集う、私たちの生活の最も基本的な単位のひとつです。家族を構成する男女が互いに支え合って家事・育児・介護などに携わり、家庭の責任と喜びを分かち合うことは男女共同参画社会の最も基礎的なことといえます。

また、少子・超高齢社会では、家庭を取り巻く身近な地域社会に対して、家庭生活をサポートするための様々な役割が求められます。地域活動やボランティア活動に男女がともに参加し、多彩な人材の能力が活かされることで、地域社会の課題を解決する地域力の向上が期待されます。

目標4 配偶者等からの暴力の根絶に取り組む

配偶者等からの暴力（「DV」）は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。しかし、DV は家庭の中の問題、夫婦間の問題として潜在化、深刻化しやすい傾向にあります。

DV 被害者の多くが女性である背景には、固定的性別役割分担に基づく男性優位の意識や経済力の男女間格差など、個人的問題ばかりではない歴史的な精神風土や社会構造的な問題があると考えられています。

DV が重大な人権侵害であるという認識を徹底し、暴力を容認せず、DV の根絶に取り組むことが、男女がともにいきいきと暮らせる社会のために、実現すべきテーマといえます。

2 後期実施計画で重点的に取り組む5つの事項

◇1 DV根絶へ向けた取り組み（推進目標4 に記載 → 富山市DV対策基本計画）

配偶者等からの暴力の根絶に向けた意識啓発と、関係機関と連携した相談から自立支援までのきめ細かなDV被害者支援への取り組みを、新たに推進目標4に掲げ、これを「富山市DV対策基本計画」として位置づけます。

◇2 ワーク・ライフ・バランス実現への取り組み（推進目標2 及び3 に記載）

人々の自由な自己実現を可能にするために、また生産年齢人口減少の将来予測をふまえ、経済社会の持続的発展や企業の活性化のために、仕事と家庭生活との調和を実現できる環境づくりに努めます。

◇3 男性、子どもの男女共同参画意識づくりへの取り組み（推進目標1 に記載）

依然として男性に固定的性別役割分担意識が根強い現状をふまえ、男性に対する積極的な男女共同参画への理解促進に努めるとともに、女性と男性が支えあう豊かな未来を実現するために、子どもの頃からの男女共同参画の意識啓発や環境づくりに取り組みます。

◇4 生涯を通じた男女の健康支援（推進目標1 に記載）

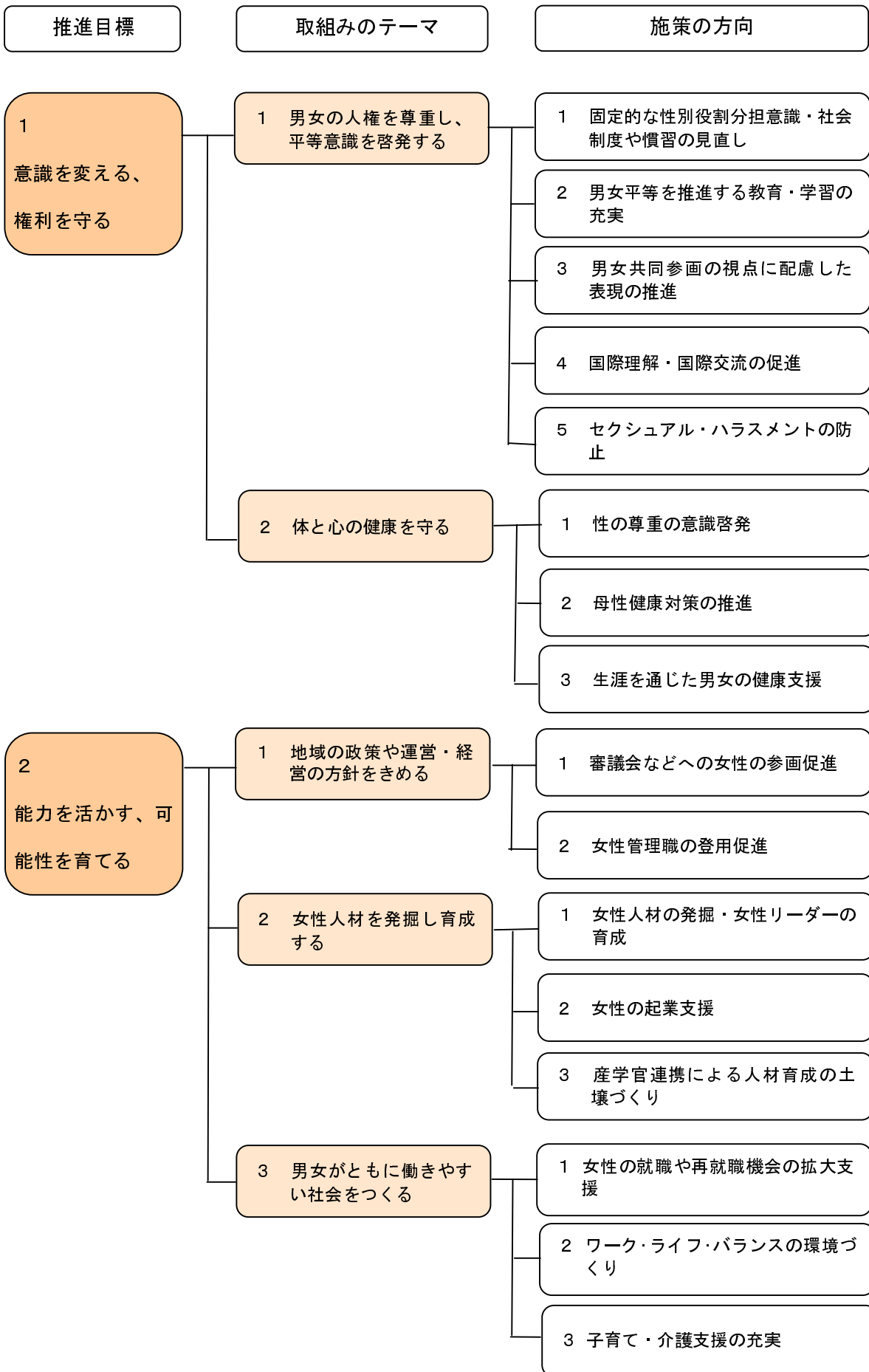
雇用環境の悪化や介護負担の増大などの厳しい社会背景と、ストレスによる過労死や心の病、自殺者の増加といった状況をふまえ、性別に関わらず健康を維持して生きていくた

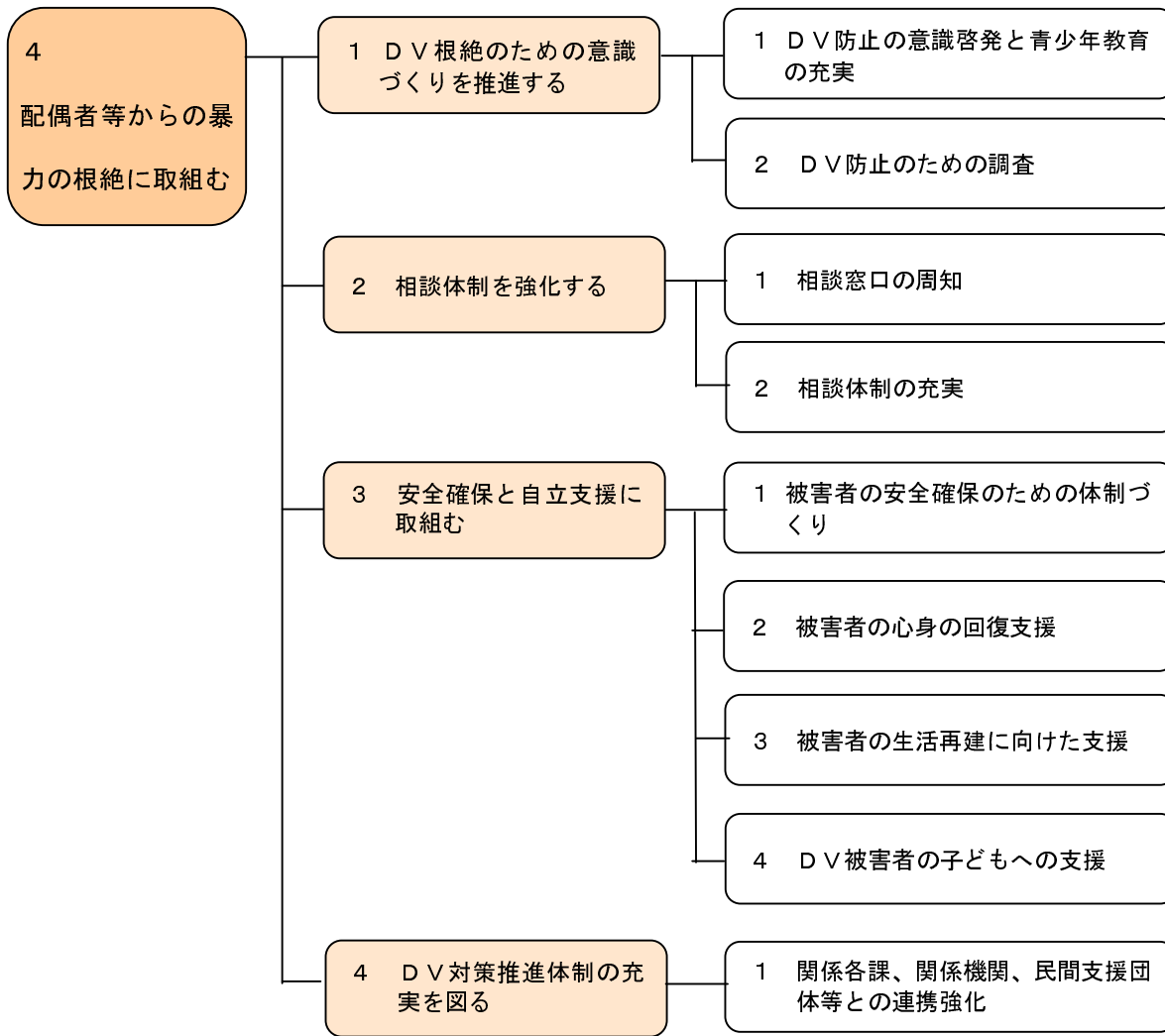
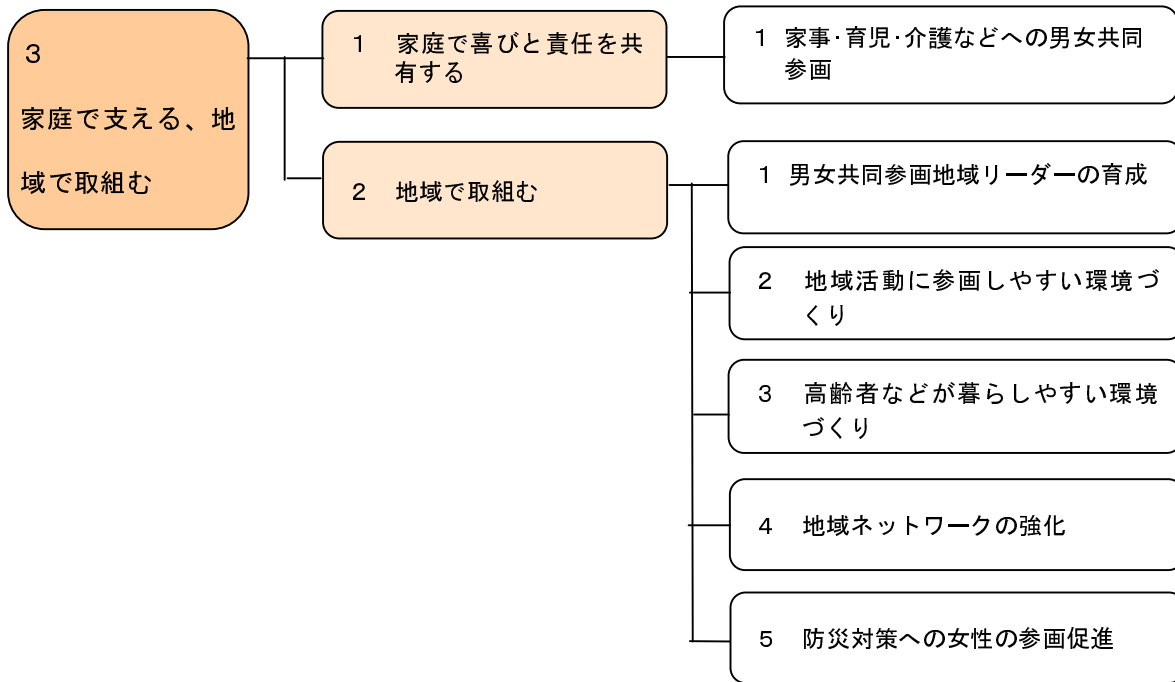
めの、心身の健康支援に取り組めます。

◇5 女性の就職や再就職の機会の拡大（推進目標2 に記載）

生活の経済的基盤であり自己実現にもつながらる就業を、女性が出産、子育て、介護などの事情で中断することなく継続でき、また必要に応じて再就職できるような社会づくりに取り組めます。

富山市男女共同参画プラン後期実施計画体系図案





推進目標 1 意識を変える、権利を守る

取組みのテーマ 1-1 男女の人権を尊重し、平等意識を啓発する

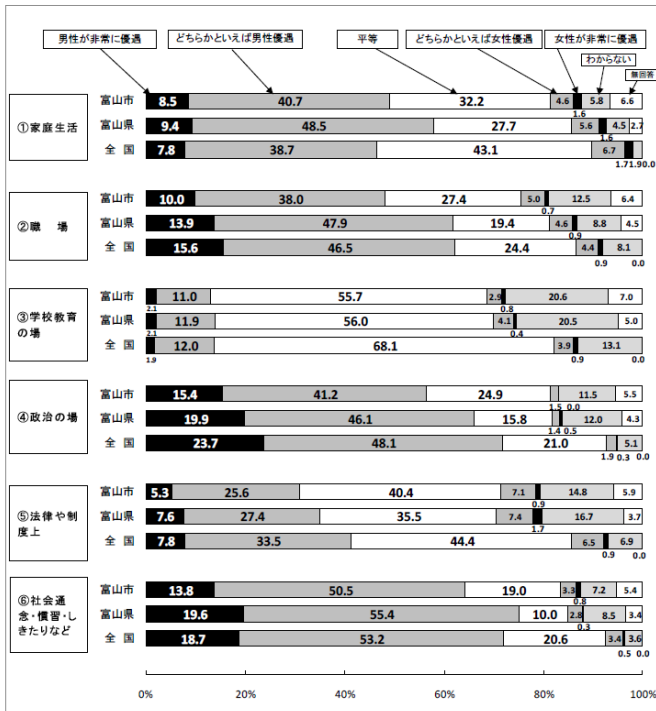
現状と課題

平成 22 年度市民意識調査で男女の平等感について尋ねた結果を見ると、前回の平成 17 年度調査と比べ、おおむねすべての項目で男性優越感が後退し、わずかながら男女の平等感が向上していることがわかります。全国調査、県調査と比較しても好結果を示しており、本市のこれまでの男女共同参画に関わる啓発活動が、少しずつ効果をあげているものと考えられます。しかし一方、同じ調査の中で「男は仕事、女は家庭」の考え方について尋ねた結果では、これに賛成する割合が 47.3%と前回調査を 8.5 ポイント上回り、富山県や全国

よりも高い数値を示す結果となっています。

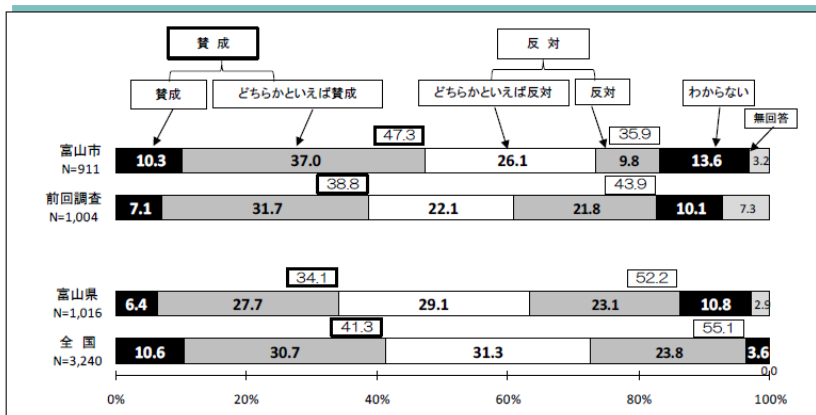
固定的な性別役割分担意識が男性の中にいまだに根強く存在し、また若年時からの意識啓発が特に重要だと考えられることから、国では第 3 次男女共同参画プランの中で、「男性、子どもにとっての男女共同参画意識の啓発の重要性」を重点項目に据えています。本市においても、一人ひとりの意識を変え、それぞれの個性のもとに能力や適性に応じた自由な生き方が尊重されるために、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い啓発・情報提供活動を、継続的に行っていく必要があると考えます。

図 1-2 男女の平等感（全国、富山県との比較）



※富山市：N=911 富山県：N=1,016 全国：N=3,240

■「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方について



施策の方向【1-1-1 固定的な性別役割分担意識・社会制度や慣習の見直し】

事業番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
1	●男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」の発行 男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」を発行し、男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための情報を発信します。	男女参画・ボランティア課	3-1-1	124	継続
2	●男女共同参画に関する市民の意識・実態の調査 「男女共同参画に関する意識調査」を定期的実施して市民の意識変化の調査を行い、市民のニーズに合った施策展開を図ります。	男女参画・ボランティア課			継続
3	●男女共同参画に関する資料等の配置 男女共同参画に関する図書や資料の閲覧など、市民へ情報提供します。	男女共同参画推進センター			継続
4	●男女共同参画市民フェスティバルの開催 「男女共同参画市民フェスティバル」を開催し、男女共同参画に関する情報発信と意識啓発を図ります。	男女参画・ボランティア課	4-1-1	163	継続
5	●「広報とやま」などによる啓発 「広報とやま」、テレビ、ケーブルテレビ、ラジオなどの広報媒体を用い、男女共同参画に関する情報を紹介するなど、市民の意識啓発を図ります。	広報課 男女参画・ボランティア課			継続
6	●男女共同参画講座の開催 男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための啓発講座を開催します。	男女共同参画推進センター	4-1-1	159	継続
7	●男女共同参画に関する情報の発信 男女共同参画に関する施策やイベント情報などをホームページに掲載するほか、メールアドレス登録者に対し情報発信します。	男女参画・ボランティア課			拡充
8	●男女共同参画推進センター事業の案内 推進センターの男女共同参画に関する講座の案内などを「広報とやま」や推進センターのホームページに掲載し、意識啓発のための情報提供を図ります。	男女共同参画推進センター	4-2-1	167	継続
9	●男女平等意識を育む啓発冊子の発行 固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等意識を初等教育期に育むことを目指して、小学生を対象とした啓発冊子を作成します。	男女参画・ボランティア課	1-1-2 1-2-1	12 28	継続

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
10	●コンクール形式による啓発 男女共同参画に関する作文の募集などのコンクールを開催し、男女共同参画について考える機会を設けることで、意識啓発を図ります。	男女参画・ボランティア課			拡充

施策の方向【1-1-2 男女平等を推進する教育・学習の充実】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
11	●企業や従業員に対する意識啓発 雇用促進等のための企業訪問により、職場における男女共同参画に関する意識の啓発を図ります。	商業労政課	2-3-2	86	継続
12	●男女平等意識を育む啓発冊子の発行 固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等意識を初等教育期に育むことを目指して、小学生を対象とした啓発冊子を作成します。	男女参画・ボランティア課	1-1-1 1-2-1	9 28	継続
13	●人権尊重教育の推進のための教職員研修会の開催 様々な差別や偏見を排し、人権感覚を高めるための研修を推進します。	学校教育課	1-2-1	29	継続
14	●人権教育の指導事例集の発行 全ての人権教育の場面で、児童生徒が互いを尊重し合えるよう、指導事例集を作成し、人権に関する意識を高めます。	学校教育課	1-2-1	30	継続
15	●人権教育・啓発推進事業の推進 全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育及び人権啓発推進に関する法律に沿って、学校、地域、家庭その他様々な場を通して、それぞれが連携を図りつつ、人権教育の普及及び啓発に努めます。	市民生活相談課 生涯学習課	4-1-1	160	継続
16	●「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業の実施 規範意識や社会性を高めるとともに、性別役割分担意識にとらわれない職業選択の平等について学習するために、中学2年生が、校外での職場体験や福祉・ボランティア活動などに参加します。	学校教育課	3-2-2	128	継続

施策の方向【1-1-3 男女共同参画の視点に配慮した表現の推進】

事業番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
17	●本市の刊行物に関するガイドラインの作成 男女共同参画の推進を阻害する、固定的な性別役割分担意識を助長する表現が用いられないよう、本市が発行する刊行物に関するガイドラインを作成します。	男女参画・ボランティア課			継続
18	●市の刊行物に関するガイドラインの市職員への普及啓発 本市が発行する刊行物に関するガイドラインを全庁的に周知し、男女共同参画の視点で市の刊行物などの見直しを図ると共に、職員への普及、啓発に努めます。	男女参画・ボランティア課			継続

施策の方向【1-1-4 国際理解・国際交流の促進】

事業番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
19	●国際理解のためのコースの開催 市民大学で開催する「日本と朝鮮半島の歴史と文化」、「世界の歴史」、「世界の国々」、「美術の世界」などのコースを通して市民の国際理解の推進に努めます。	市民学習センター			継続
20	●国際感覚向上のための講座などの開催 外国語教室や、海外の文化について知識を得る講演会等の機会を充実し、国際理解、国際感覚の向上を図ります。	富山外国語専門学校			継続
21	●姉妹・友好都市との交流の推進 市民の主体的な国際交流活動を支援し、様々な分野における国際交流と国際協力を推進します。	文化国際課			継続
22	●国際交流センターにおける情報提供・相談業務の充実 日常生活に関わる各種情報を掲載したガイドブックを外国語で作成し、幅広く市内在住外国人に提供するほか、外国人相談員を配置して生活相談などを行います。	文化国際課			継続
23	●市国際交流協会活動支援 本市の中核的国際交流団体である富山市民国際交流協会が実施する各種国際交流事業を支援することにより、国際社会をともに歩む男女共同参画社会づくりの実現を推進します。	文化国際課			継続

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
24	●国際的視野を身につけた児童・生徒の育成 学校教育において、英語力の向上及び国際理解を深める教育を進め、国際交流の推進に努めます。	学校教育課			継続
25	●外国人が住みやすいまちづくり 災害時には外国人が災害弱者となりやすいことから、防災意識を啓発するとともに、市ボランティア協議会や市民国際交流協会と協力して、災害時における通訳ボランティアの育成や確保に努めるなど、市内在住外国人と住民が、地域の一員として共に暮らす多文化共生のまちづくりを推進します。	文化国際課			継続

施策の方向【1-1-5 セクシュアル・ハラスメントの防止】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
26	●職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発 ・職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための方策などについて、国や県、労働関係機関などと連携を図りながら啓発に努めます。 ・市職員を対象に、相談員の設置、啓発パンフレットの配布など、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・排除に努めます。	商業労政課 職員課			継続
27	●セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発 「広報とやま」、テレビ、ラジオなどの広報媒体を用い、セクシュアル・ハラスメント防止のため、市民の意識啓発を図り、また相談窓口を周知します。	男女参画・ボランティア課			継続

取組みのテーマ 1-2 体と心の健康を守る

現状と課題

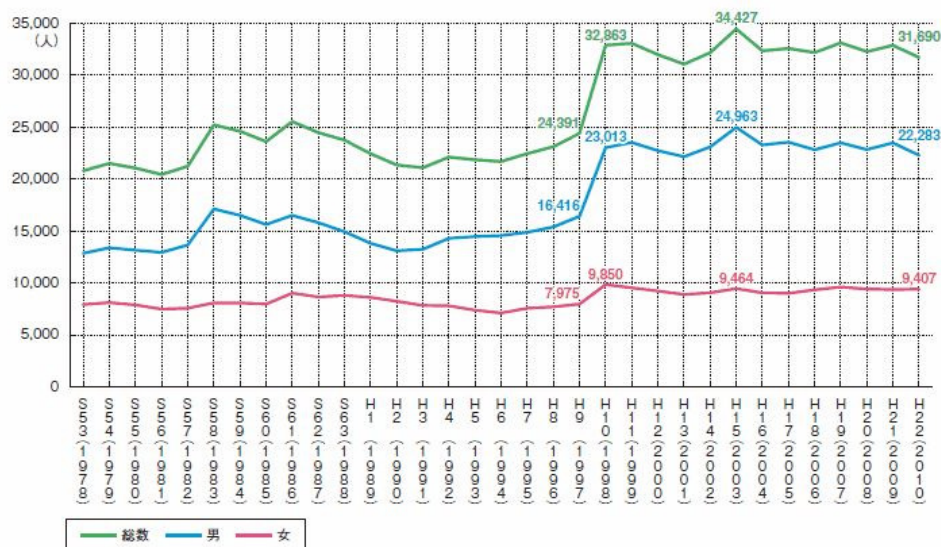
男性も女性も、互いに身体的特質を十分に理解し合い尊重し、相手に対する思いやりをもって生きることは、男女共同参画社会の推進にあたっての前提といえます。特に、女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっていることから、男女ではライフサイクルを通してそれぞれ異なる健康上の問題を有することを、互いに認識する必要があります。

1997年（平成9年）以降、自殺者数は13年連続で年間3万人を超えて大きな社会問題となっており、自殺の原因・動機のひとつに健康問題があったと推定されることが多く、心身の健康管理に関心が高まっています。企業におけるメンタルヘルスについての調査結果でも、過去3年間においてメンタルヘルス不調者が増加していると回答した企業は44.4%と最も多く、中でも20歳代、30歳代の増加が目立つ傾向にあり、メンタルヘルス対策が必要と多くの企業が捉えています。

また、女性外来を受診した患者が訴える不眠、頭痛、動悸など身体の不調は、医師から見ると更年期症状、うつ、パニックなどの精神症状に分類されることがあるとの報告もあり、心身の状況を自分自身が正確に把握できていないことがうかがえます。

男女が各々の年代や健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするためには、身体的な性差を認め、心身の健康について正確な知識や情報を得ることのできる健康教育の場や相談体制を充実し、生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策を推進する必要があります。

▼自殺者数の推移（自殺統計）



資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

▼平成22年における自殺者の年齢階級別（10歳階級）・自殺の原因・動機別の件数

総数										
	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不詳	合計
原因・動機別 件数	1	学校 160	健康 1,293	健康 2,101	健康 2,202	健康 2,595	健康 3,268	健康 2,512	健康 1,688	健康 3 15,802
	2	健康 140	経済・生活 514	経済・生活 958	経済・生活 1,663	経済・生活 2,256	経済・生活 1,641	家庭 582	家庭 377	その他 3 7,438
	3	家庭 97	勤務 471	家庭 684	家庭 780	家庭 811	家庭 810	経済・生活 341	その他 198	勤務 1 4,497

注意：原因・動機別件数は、原因・動機特定者一人につき3つまで計上可能としたため、自殺者数とは一致しない。

「家庭問題」「健康問題」「経済・生活問題」「勤務問題」「男女問題」「学校問題」を、それぞれ「家庭」「健康」「経済・生活」「勤務」「男女」「学校」と表記している。

資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

最近3年間におけるメンタルヘルス不調者の増減傾向

－(社), %－

区分	全 産 業				製 造 業	非製造業	
	規 模 計	1,000人以上	300～999人	300人未満			
合 計	(252) 100.0	(79) 100.0	(86) 100.0	(87) 100.0	(122) 100.0	(130) 100.0	
増加している	44.4	50.6	50.0	33.3	40.2	48.5	
横ばい	33.7	36.7	36.0	28.7	35.2	32.3	
減少している	9.5	11.4	7.0	10.3	13.9	5.4	
その他	1.6	1.2	1.2	3.4	0.8	2.3	
分からない	10.7	1.3	5.8	24.1	9.8	11.5	
「増加している」 場合、特に増加 が目立つ年代層 (複数回答)	小 計	(110) 100.0	(39) 100.0	(42) 100.0	(29) 100.0	(47) 100.0	(63) 100.0
	20 代	47.3	43.6	50.0	48.3	38.3	54.0
	30 代	48.2	46.2	52.4	44.8	48.9	47.6
	40 代	21.8	28.2	26.2	6.9	27.7	17.5
	50 代	2.7	5.1	2.4	2.1	2.1	3.2
	年代に関係なく増加	23.6	25.6	19.0	27.6	23.4	23.8

2010年企業におけるメンタルヘルスの実態と対策（財団法人 労務行政研究所）

施策の方向【1-2-1 性の尊重の意識啓発】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
28	●男女平等意識を育む啓発冊子の発行 固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等意識を初等教育期に育むことを目指して、小学生を対象とした啓発冊子を作成します。	男女参画・ボランティア課	1-1-1 1-1-2	9 12	継続
29	●人権尊重教育の推進のための教職員研修会の開催 様々な差別や偏見を排し、人権感覚を高める研修を推進します。	学校教育課	1-1-2	13	継続
30	●人権教育の指導事例集の発行 全ての人権教育の場面で、児童生徒が互いを尊重し合えるよう、指導事例集を作成し、人権に関する意識を高めます。	学校教育課	1-1-2	14	継続
31	●思春期保健対策事業の実施 思春期の子どもや保護者を対象に、思春期に特有の医学的問題や、不安や悩みの相談に応じるとともに、思春期の子どもの性の尊重と健康の保持増進を図ります。	保健所健康課	1-2-3	45	継続
32	●正しいエイズ知識の普及啓発 エイズの蔓延防止と、この疾患に対する誤解・偏見を無くすため、エイズ相談・検査や健康教育を行い、正しい知識の普及啓発を行います。	保健所保健予防課	1-2-3	53	継続

施策の方向【1-2-2 母性健康対策の推進】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
33	●母子健康手帳交付及び啓発資料の配布 女性が母性を育み、子どもを健やかに産み育てることができる環境作りの一環として、適切な時期に母子健康手帳を交付するとともに、副読本を配布します。	保健所健康課			継続
34	●遺伝相談の実施 母性保護の立場から、子どもを健やかに産み育てるための医学的・遺伝学的な相談を行うとともに、命の尊さ・生命倫理についての啓発を図ります。	保健所保健予防課			継続
35	●乳幼児発達支援事業の実施 育児に伴う不安を解消し、専門家による心理精神面に対応した相談を実施し、育児支援を行うとともに、乳幼児の発達支援及び健康の保持増進を図ります。	保健所健康課			継続

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
36	●企業や従業員に対する労働者の健康管理・保持のための意識啓発 職場における健康管理・保持のための産業保健を促進し、妊娠・出産期の母性健康管理のための休暇などが取りやすい環境となるよう働きかけます。	商業労政課	1-2-3 2-3-2	54 87	継続
37	●妊産婦への医療費助成 妊産婦のいくつかの症例を対象に、保険診療に基づく入通院に係る自己負担分を助成することにより、産み育てやすい環境づくりの充実に努めます。また、ひとり親医療費等助成を行うことにより、母子家庭等児童を養育する者の健康維持に努めます。	こども福祉課			継続
38	●妊産婦への健康診査・訪問指導及び妊婦健康相談の実施 健やかな子どもを産み育てるために、妊産婦に健康診査受診票を交付し、有所見の妊産婦には訪問指導を行うなど、妊産婦の健康管理を支援します。また、母子健康手帳交付時には妊婦への適切な保健指導を行い、健康の保持増進を図ります。	保健所健康課			継続
39	●不妊対策事業の実施 体外受精及び顕微授精に要する不妊治療費の一部を助成することにより、経済的及び精神的負担を軽減し、少子化対策の充実に努めます。また、不妊に悩む夫婦を対象とした相談や適切な情報提供を行います。	保健所健康課			継続
40	●妊婦歯科健康診査事業の実施 妊娠届を出した妊婦に対して妊婦歯科健診受診票を交付し、口腔の健康管理を支援します。	保健所健康課			継続
41	●乳幼児健康相談の実施 子どもの身体発育や育児について保護者の相談に応じ、育児不安の解消や精神的支援体制の充実に努めます。	保健所健康課			継続
42	●乳幼児健康診査の実施 4か月児、6か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児に、健康診査を行い、疾病や虐待の早期発見と適切な保健指導を行い、育児支援環境の整備及び育児不安の軽減に努めます。	保健所健康課			継続
43	●家族計画相談の実施 相談窓口や訪問時に家族計画指導を行い、健康で幸福な家庭を築き、計画的に子どもを産み育てるための支援を行います。	保健所保健予防課			継続
44	●女性専用外来の開設 性差に基づく医療の視点から、女性専用外来を設け、女性が安心して受診できる医療体制の整備を図ります。	市民病院経営管理課			継続

施策の方向【1-2-3 生涯を通じた男女の健康支援】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
45	●思春期保健対策事業の実施 思春期の子どもや保護者を対象に、思春期に特有の医学的問題や、不安や悩みの相談に応じるとともに、思春期の子どもの性の尊重と健康の保持増進を図ります。	保健所健康課	1-2-1	31	継続
46	●こころの悩みや不安についての相談の実施 こころの健康相談、自殺予防に関する相談、アルコール問題、ひきこもり問題等、さまざまな不安や悩みについて心理相談員等が対応し専門的な相談支援を行います。	保健所保健予防課			継続
47	●メンタルヘルスサポート協力店の推進 自殺対策を市民ぐるみで推進していくために、色々な世代の市民が日常的に利用し、お店の方と会話ができるメンタルヘルスサポート協力店の登録を推進します。	保健所保健予防課			継続
48	●メンタルヘルスサポーターの育成 メンタルヘルスサポーターを委嘱し、心の健康についての正しい理解の普及啓発・予防など、心の健康づくりを図るとともに、精神障害者及び家族を支援することにより、社会復帰の促進を図り、精神障害者が生活しやすい環境づくりを推進します。	保健所保健予防課			継続
49	●精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発 心の健康に関心を持ち、心の病気やストレスによる健康問題に対処できるよう、知識と理解を高めるとともに、精神保健福祉に関わるボランティア意識の醸成を図ります。	保健所保健予防課			拡充
50	●認知行動療法を取り入れた心の健康づくり教室の開催 対人関係や家族関係で悩みを持ちストレスを抱えている方を対象に、うつ病に効果があると言われている認知行動療法を取り入れた教室を開催し、自分の思考や考え方のゆがみに気づき、問題解決を図ることができるよう支援します。	保健所保健予防課			継続
51	●精神保健福祉相談の実施 ライフサイクルの各段階に生じる精神的なストレスによる心身の不調及び不適応について、本人・家族・関係者を対象に、専門医による相談を実施し、不安の軽減や医療機関受診など適切な対応に努めます。	保健所保健予防課			継続

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
52	<p>●健康診査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の市民を対象に、生活習慣病の予防、早期発見を行い、心身の健康の保持増進を図ります。 ・死因の第1位であるがんの早期発見のために、市民を対象に、年齢に応じて各種がん検診を実施し、死亡率の軽減を図ります。 	保健所健康課			継続
53	<p>●正しいエイズ知識の普及啓発</p> <p>エイズの蔓延防止と、この疾患に対する誤解・偏見を無くすため、エイズ相談・検査や健康教育を行い、正しい知識の普及啓発を行います。</p>	保健所保健予防課	1-2-1	32	継続
54	<p>●企業や従業員に対する労働者の健康管理・保持のための意識啓発</p> <p>職場における健康管理・保持のための産業保健の促進や、妊娠・出産期の母性健康管理のための休暇などが取りやすい環境となるよう働きかけます。</p>	商業労政課	1-2-2 2-3-2	36 87	継続
55	<p>●保健・医療・福祉ネットワーク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区単位に、地区社会福祉協議会を設置して、保健・医療・福祉などに関する住民ニーズに対応したサービス提供のためのネットワークの形成を行い、サービス供給の自主的な体制づくりに努めます。 ・地域総合相談会を開催し、保健・医療・福祉の様々な相談に応じ、乳幼児から高齢者に至るまですべてのライフステージを対象として、適切なサービス提供に努めます。 ・地区の関係団体の代表者で構成する地区健康づくり推進会議を開催し、地区の特性や健康課題に応じた、健康づくり活動を推進します。 	社会福祉課 保健所 健康課			継続
56	<p>●歩くスポーツの推進</p> <p>年齢を問わず、誰もが手軽に取組めるスポーツとしてウォーキングを推進し、市民の健康・体力づくりに努めます。</p>	スポーツ課			継続
57	<p>●学校体育施設開放の実施</p> <p>学校施設を活用した地域住民による身近なスポーツ活動への参加を促進し、地域との関わりを深めます。</p>	スポーツ課			継続
58	<p>●健康づくり推進事業の実施</p> <p>市民が日常生活において、栄養・運動・休養のバランスを見直し、生涯を通じて健康づくりの普及啓発を図るため、「富山市健康プラン21」「プラス1,000歩富山市民運動」を推進するとともに地域の関係機関と連携して健康意識の啓発に努めます。</p>	保健所健康課			継続

推進目標 2 能力を活かす、可能性を育てる

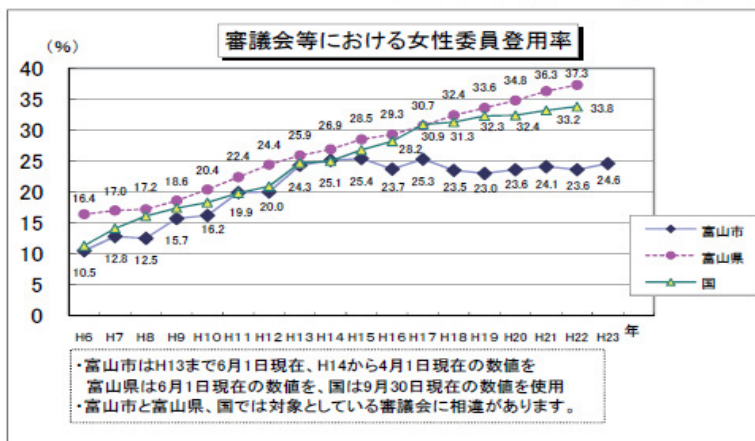
取組みのテーマ 2-1 地域の政策や運営・経営の方針をきめる

現状と課題

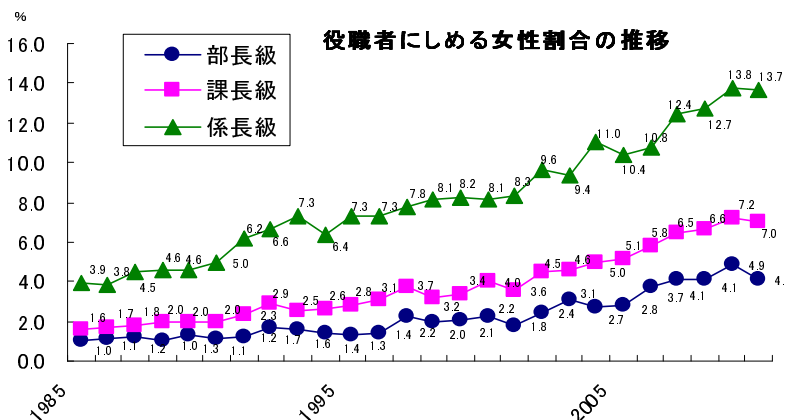
2010年（平成22年）12月に策定された「第3次男女共同参画基本計画」において、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は、我が国の社会にとって喫緊の課題であり、特に、政治や経済の分野におけるその緊要性は高い。（2020年30%）の目標を社会全体で共有するとともに、その達成のために官民を挙げて真剣に取り組んでいかなければならない。」とし、政治、司法を含めたあらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になることを目標に計画的な取組みを進めることとしています。

本市においても、市のあらゆる政策や方針決定の過程に男女がともに加わって、その意見が十分に反映されることが必要であることから、市の様々な審議会委員や管理職への女性登用を進めてきましたが、今後もさらに取組みが必要な状況です。

また、企業や団体、地域の様々な組織において男女共同参画に向けた自主的な取組みがされるよう呼びかける、積極的な啓発活動を行うことが重要です。



市男女共同参画白書
平成23年版より



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より

施策の方向【2-1-1 審議会などへの女性の参画促進】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
59	●審議会などへの女性の参画促進 審議会への女性委員の登用率について平成28年度までに30%を達成することを目標とし、女性の政策・方針決定の場への参画を促進します。また、男女ともに構成比率が30%を下らないことについても留意します。	男女参画・ボランティア課			継続
60	●女性人材リストの整備・活用の推進 市が設置する審議会などへ広く女性の登用を促進するため、多様な人材の発掘と人材情報の充実を図り、審議会などの委員選出の際の積極的活用にあつめます。	男女参画・ボランティア課			継続

施策の方向【2-1-2 女性管理職の登用促進】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
61	●ポジティブ・アクションの推進 男女の労働者の間に事実上生じている格差の解消を目指し、女性労働者の能力発揮を促すために、国・県などの関係機関と連携して、企画・渉外部門などへの積極的な女性登用について働きかけます。	商業労政課	2-3-1 2-3-2	81 92	継続
62	●管理監督者への女性職員の登用促進 率先して女性管理職の登用に努めます。	職員課			継続

取組みのテーマ 2-2 女性人材を発掘し育成する

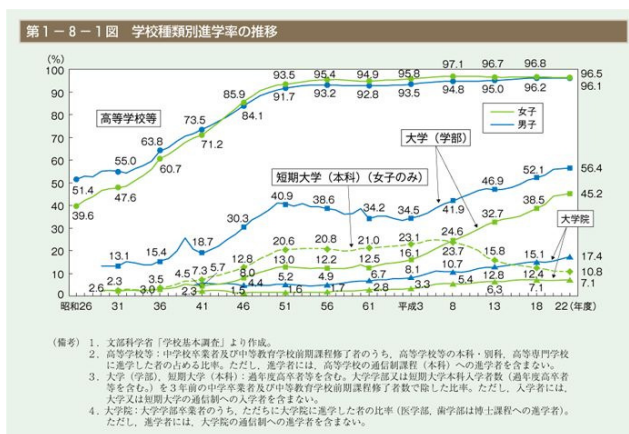
現状と課題

少子・超高齢化の進行とともに総人口が減少していく中で、労働力を確保し経済活動を維持していくためには、社会のあらゆる場面で、男女を問わず多様な人材の能力が十分に発揮されることが大切です。

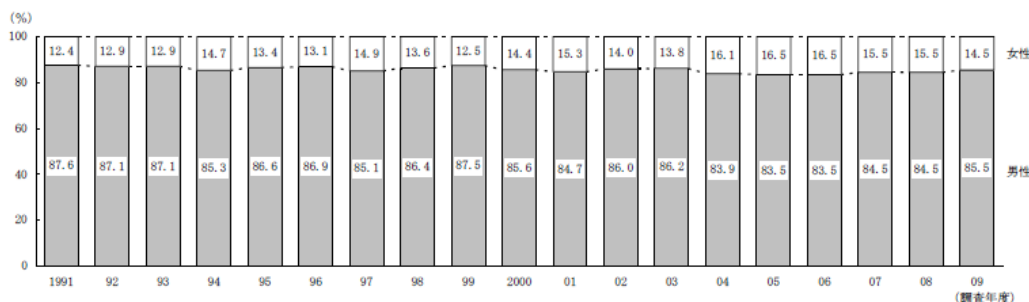
平成22年度の男女の進学率を見ると、短期大学を含めた女性の大学等進学率は56.0%で、男性の56.4%と大きな差はなくなってきているものの、大学卒業後、直ちに大学院へ進学する割合は、男性17.4%、女性7.1%と10ポイント以上の開きがあります。専攻分野においても、人文科学分野を専攻する学生のうち、女子学生の割合が66.5%であるのに対して、工学分野において女子学生は10.9%となっており、男女に大きな偏りが見られる状況です。

また、経済活動においては、新規起業者にしめる女性の割合（全国値）が平成12年度は14.4%、平成21年度は14.5%と大きな進展は見られず、女性の起業機会にはまだまだ拡大の余地があると言えます。本市では、IT関連やデザイン業などの人材育成のための「とやまインキュベータ・オフィス」や、新産業創出の交流拠点として富山大学が運営に協力する「富山市新産業支援センター」を開設して、人材育成の環境づくりに取り組んできました。

社会で活躍する多様な人材を育成するためには、男女が各々の個性と能力を育むための学習機会を提供するとともに、女性の進出に遅れが指摘されてきた科学技術分野など、多様な分野に女性が挑戦できる環境づくりを充実させる必要があります。



教育・研究分野における男女共同参画（男女共同参画白書2011）より



施策の方向【2-2-1 女性人材の発掘・女性リーダーの育成】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
63	●女性の学習活動の支援 市立公民館を拠点に地域が主体となって公民館ふるさと講座等を開設し、日常生活に役立つ知識や技能を習得する学習や女性の資質向上を図る学習機会を提供します。	生涯学習課			継続
64	●自主グループ活動への支援・援助 自主的学習サークルに、学習の場の提供や、講師紹介など、学習情報の提供などの支援を行います。	市民学習センター			継続
65	●女性の自主的活動への支援 センター講座受講者などに、講座終了後も自主的に学習できるよう、情報提供などの支援をします。	男女共同参画推進センター			継続
66	●女性団体への活動支援 女性団体が相互に連携し、女性の地位と福祉の向上を図るための実践活動を推進できるよう、富山市婦人会が行う婦人団体指導者研修、婦人会フェスティバルなどの開催を支援します。	男女参画・ボランティア課			継続
67	●生涯学習相談及び団体の育成 学習活動を行う団体などを対象に学習内容・方法・プログラムの企画立案、運営及び講師紹介などの相談に応じ団体の育成に努めます。	市民学習センター			継続
68	●女性消防団員の加入促進 女性消防団員の加入促進を図り、地域の防災リーダーを育成するとともに、防火・防災の普及促進に努めます。	消防局総務課	3-2-5	154	継続
69	●富山とれたてネットワーク事業の実施 特色ある農産物の開発から加工、販売までの一体的取組みや、アンテナショップを核とした直販ネットワークなど地域特産物の紹介・販売システムの構築を通して地域農業の活性化を図るとともに、女性人材の発掘・女性リーダーの育成を進め、女性による起業を支援します。	農政企画課	2-2-2 3-2-4	71 152	継続
70	●農村女性研修の開催 農村において、女性がこれまで以上に自由に個性豊かな活動を行って地域に貢献できるように、女性の社会的視野の拡大・資質の向上のための機会の提供を図ります。	農政企画課			継続

施策の方向【2-2-2 女性の起業支援】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
71	●富山とれたてネットワーク事業の実施 特色ある農産物の開発から加工、販売までの一体的取組みや、アンテナショップを核とした直販ネットワークなど地域特産物の紹介・販売システムの構築を通して地域農業の活性化を図るとともに、女性人材の発掘・女性リーダーの育成を進め、女性による起業を支援します。	農政企画課	2-2-1 3-2-4	69 152	継続
72	●創業者の支援 自ら事業を始めようとする人、及び開業後1年未満の人に対して、事業資金の貸付けの斡旋を行います。	商業労政課			継続
73	●インキュベータ・オフィスの開設 創業者支援施設を開設し、IT（情報通信技術）を活用したソフトウェアなどの開発やデザイン業など創造性に富んだアイデアや技術を基に事業化を図る人を育成・支援します。	工業政策課			継続

施策の方向【2-2-3 産学官連携による人材育成の土壌づくり】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
74	●職域拡大のためのセミナーの開催支援 商工会議所が主催する講座などに支援を行い、女性の能力開発や職域拡大への支援に努めます。	商業労政課	2-3-1	80	継続
75	●青少年育成の推進 次世代を担う若者に学びの場を提供し、若者の市政への参画意識の醸成を図ります。	男女参画・ボランティア課			継続
76	●新産業支援センターの設置 富山大学工学部敷地内に整備した「新産業支援センター」について、富山大学が運営などに協力し、大学の研究成果を活かした事業化、地域中小企業などの新事業への展開を支援して、地域経済を活性化します。	工業政策課			継続

取組みのテーマ 2-3 男女がともに働きやすい社会をつくる

現状と課題

働くことは、私たちの暮らしを支え自己実現の達成感をもたらしますが、豊かな人生を送るには家事・育児や自己啓発、地域での活動なども欠かすことができません。

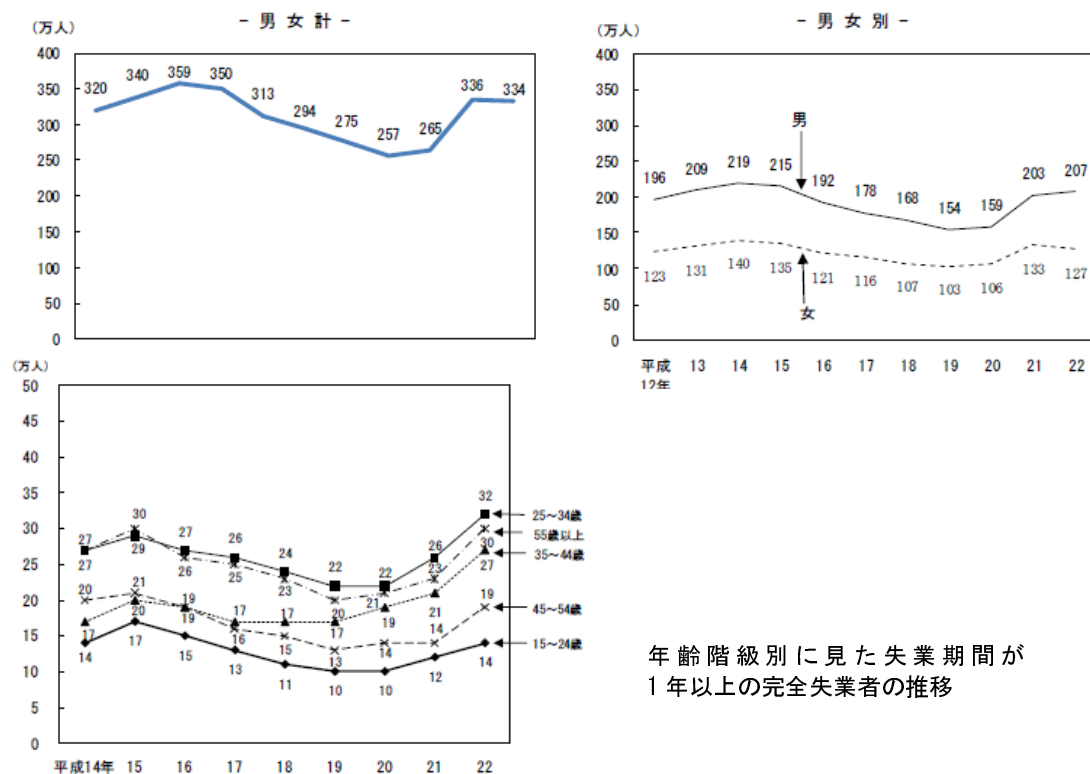
誰もが多様な働き方や生き方を選択でき、健康で豊かな生活のための時間が持てる社会づくりは、一人ひとりが自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、多様な人材が能力を発揮できる男女共同参画社会の実現につながります。

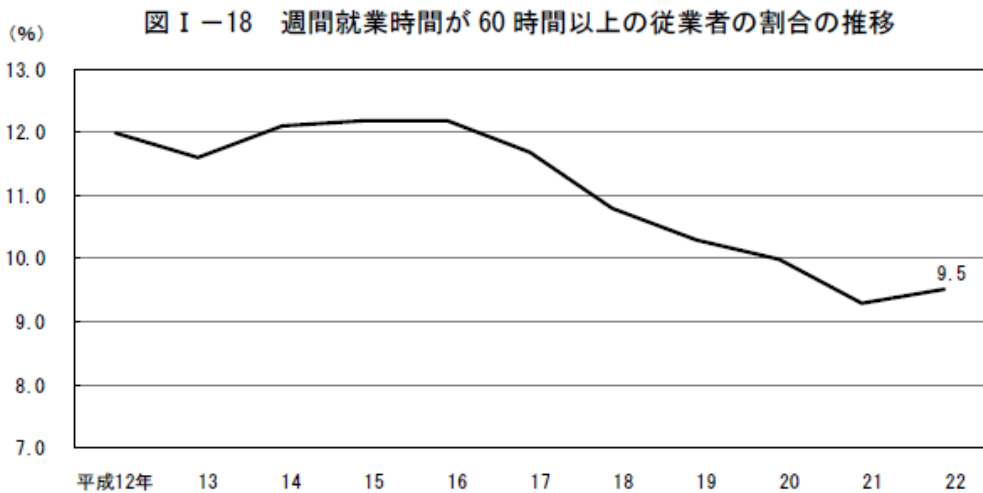
しかし、近年の経済活動の低迷によってわが国の完全失業率が高止まりし、週間就業時間が60時間を超える長時間労働者の割合は、2009年（平成21年）以降増加に転じています。職場においては、男女の待遇の不平等感や「男性は仕事、女性は家事・育児」という固定的性別役割分担意識が依然として残っており、労働環境は決して恵まれたものとは言えない状況にあります。

少子・超高齢化が進み家族形態が多様化する今日、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立や調和）はますます重要なテーマになっており、育児や介護を社会全体で支える体制の整備が大きな課題となっています。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、労働基準法の改正などの法的な整備は進みつつありますが、今後も行政による女性の再就職支援や、働く人の家庭的環境に配慮し、柔軟な働き方ができる制度を企業が導入するなど、誰もが、望む生き方に応じたかたちで働き続けられる社会づくりに、市、市民、事業者が一体となって取り組む必要があります。

図 I-19 完全失業者の推移

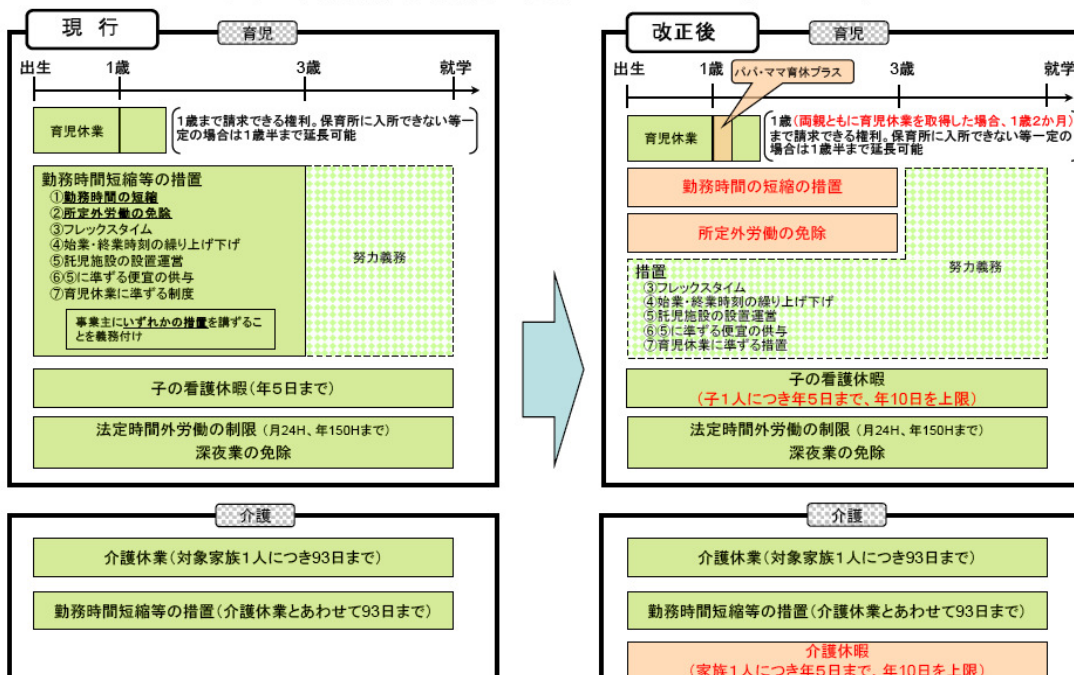




注) 割合は、雇用者について従業者に占める週間就業時間が 60 時間以上の者の割合を示す。

H22 労働力調査概要（長時間労働・失業率）より

育児・介護休業制度の見直しについて(イメージ)



育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要（厚生労働省 HP）より

施策の方向【2-3-1 女性の就職や再就職機会の拡大支援】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
77	●ファミリー・フレンドリー企業の拡大 国や県等関係機関と連携し、育児・介護休業法などの法基準を上回る育児・介護休業の取得や仕事と家庭の両立を容易にする様々な制度や、働く者の家庭的責任に配慮した柔軟な働き方ができる制度を導入する「ファミリー・フレンドリー企業」の普及・啓発に努めます。	商業労政課	2-3-2	90	継続
78	●母子家庭などの生活安定と自立促進援助事業の実施 児童扶養手当の支給、母子家庭自立支援給付金事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子寡婦福祉資金貸付、母子家庭等小口資金の貸付、母子寡婦福祉連合会活動への支援、母子自立支援員の設置、母子生活支援施設入所などにより、母子家庭の生活安定と自立の促進に努めます。	こども福祉課	4-3-3	186	継続
79	●男女雇用機会均等法などの定着と周知のための啓発 国や県等関係機関と連携して、社会一般の認識と理解を深め、均等法に沿った雇用管理が行われるよう周知・啓発に努めます。	商業労政課			継続
80	●職域拡大のためのセミナーの開催支援 商工会議所が主催する講座などに支援を行い、女性の能力開発や職域拡大への支援に努めます。	商業労政課	2-2-3	74	継続
81	●ポジティブ・アクションの推進 男女の労働者間に事実上生じている格差の解消を目指し、女性労働者の能力発揮を促すため、国・県などの関係機関と連携して、企画・渉外部門などへの積極的な女性登用について企業に働きかけます。	商業労政課	2-1-2 2-3-2	61 92	継続
82	●企業に対する求人の要請 就職を希望する人に職業の選択の機会が与えられるよう、企業訪問などを通じて事業主に働きかけます。	商業労政課			継続
83	●再就職に向けた職業能力の開発 再就職を目指し職業訓練講座を受講された場合に、その受講料を助成し、職業能力の向上を図ります。	商業労政課			継続
84	●多様な勤務形態の普及・促進 短時間勤務制度やフレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度、在宅勤務制度など、子育てを行う勤労者が柔軟に働ける制度の普及に努めます。	商業労政課	2-3-2 2-3-3	94 118	継続

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
85	●企業の採用情報の提供 富山市企業情報ホームページにより、企業の採用情報などを提供します。	商業労政課			継続

施策の方向【2-3-2 ワーク・ライフ・バランスの環境づくり】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
86	●企業や従業員に対する意識啓発 雇用促進等のための企業訪問により、職場における男女共同参画に関する意識の啓発を図ります。	商業労政課	1-1-2	11	継続
87	●企業や従業員に対する労働者の健康管理・保持のための意識啓発 職場における健康管理・保持のための産業保健を促進し、妊娠・出産期の母性健康管理のための休暇などが取りやすい環境となるよう働きかけます。	商業労政課	1-2-2 1-2-3	36 54	継続
88	●企業や従業員に対する意識啓発（育児・介護休業制度） 育児・介護休業法の周知を図り、男女がともに育児や介護休業が取得しやすい職場環境となるよう啓発に努めます。	商業労政課	2-3-3	117	継続
89	●市民に対する意識啓発（育児・介護休業制度） 男女がともに育児や介護休業を取得しやすい職場環境づくりを推進するため、男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」を通して育児・介護休業法に関する情報発信と意識啓発を図ります。	男女参画・ボランティア課			継続
90	●ファミリー・フレンドリー企業の拡大 国や県等関係機関と連携し、育児・介護休業法などの法基準を上回る育児・介護休業の取得や仕事と家庭の両立を容易にする様々な制度や、働く者の家庭的責任に配慮した柔軟な働き方ができる制度を導入する「ファミリー・フレンドリー企業」の普及・啓発に努めます。	商業労政課	2-3-1	77	継続
91	●パートタイム労働法の周知・啓発 パートタイム労働者を雇用する企業に対し、その就業の実態、通常の労働者との均衡などを考慮した適切な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の充実などの雇用管理の改善を図るための必要な措置を講ずるよう、パートタイム労働法の周知及び啓発に努めます。	商業労政課			継続

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
92	●ポジティブ・アクションの推進 男女の労働者の間に事実上生じている格差の解消を目指し、女性労働者の能力発揮を促すために、国・県などの関係機関と連携して、企画・渉外部門などへの積極的な女性登用について企業に働きかけます。	商業労政課	2-1-2 2-3-1	61 81	継続
93	●事業主に対する意識啓発 育児・介護休業に関する法令などについて周知徹底を図り、労働者が仕事と家庭の両立を容易に行える制度の整備について、関係機関と連携を図りながら事業主への啓発に努めます。	商業労政課			継続
94	●多様な勤務形態の普及・促進 短時間勤務制度やフレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度、在宅勤務制度など、子育てを行う勤労者が柔軟に働ける制度の普及に努めます。	商業労政課	2-3-1 2-3-3	84 118	継続
95	●労働環境整備対策事業への支援 商工会議所で実施する女性の人材確保・労働環境整備に関するセミナーや相談会などの開催について支援を行います。	商業労政課			継続
96	●家族経営協定の推進 認定農業者の要件でもある農業経営のやり方などについて、家族内で取り決めを設定する「家族経営協定」の締結を推進し、女性農業労働者の立場の改善に努めます。	農政企画課			継続
97	●職域メンタルヘルスサポーターの養成 安全管理者等が義務づけられていない主に中小企業を対象に市内の商工会議所と3カ所の商工会と連携し、職域においてメンタルヘルスの普及啓発を行う、職域メンタルヘルスサポーターを養成の行います。	保健所保健予防課			継続
98	●事業所内保育施設の設置促進 従業員の福利厚生の充実を目的として、事業所内保育施設を新たに設置する事業主への支援を行い、男女労働者の仕事と子育てとの両立ができる環境の整備に努めます。	商業労政課	2-3-3	116	継続

施策の方向【2-3-3 子育て・介護支援の充実】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
99	●託児付講座の開設 市民大学で実施する講座に、託児付講座を開設して、子育て中の親に受講機会を提供していきます。	市民学習センター			継続
100	●相談事業（乳幼児・小中学生）の実施 乳幼児子育て相談、ことばの相談指導、小中学生家庭教育相談、健康相談など、子育てに関する相談に応じることにより、子どもの障害の早期発見や子育て不安の軽減を図り、子育て家庭の支援に努めます。	子育て支援センター			継続
101	●子育て支援センター機能の充実 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施に努め子育て支援の充実を図ります。	子育て支援センター			拡充
102	●子育て支援センターの設置 地域における子育て家庭への支援を推進するため、育児不安などの相談や地域の子育てサークルの育成などを行う子育て支援センターの整備を推進します。	こども福祉課			継続
103	●放課後児童健全育成事業の実施 小学校1年生から3年生までの留守家庭児童の保護育成を行い、その保護者の仕事と子育ての両立支援を行います。	こども福祉課			継続
104	●地域児童健全育成事業の実施 放課後などに小学校の余裕教室などの公共施設を活用して、子どもたちが自主的に参加できる遊びの場の提供を行い、児童の健全な育成を推進します。	こども福祉課			継続
105	●児童館機能の充実 児童に健全な遊びや運動に親しむ機会を与え、情操を豊かにして体力の増進も図る児童館の機能を充実します。	こども福祉課			継続
106	●地域における児童健全育成活動への支援 児童クラブ、母親クラブの活動支援や人材育成を支援することにより、児童の健全育成を推進します。	こども福祉課			継続

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
107	●こども医療費の助成 乳児から未就学児までの入院・通院に係る医療費、及び小学生の入院医療費を助成し、子育て環境の充実に努めます。	こども福祉課			継続
108	●ファミリー・サポート・センター事業の拡充 子どもを「預けたい人」と「預かる人」が会員となり、育児の相互援助活動を行う富山市ファミリー・サポート・センターの会員数増加を図り、地域ぐるみでの子育て環境の整備に努めます。	子育て支援センター			拡充
109	●預かり保育事業の実施 すべての市立幼稚園において、通常開園中の終了後時間外や夏季休業中などにおいて預かり保育を行い、子育て支援の充実に努めます。	学校教育課			継続
110	●のびのび子育て支援事業の実施 市立幼稚園9園で未就園児と保護者を対象に親子サークルを開催し、子どもの遊びの指導や保護者同士の交流、子育て相談や家庭教育の大切さの認識を深めることにより、子育て支援体制の充実に努めます。	学校教育課			継続
111	●親子サークルの充実 保育所や児童館などにおいて、未就学児と保護者を対象に親子サークルを開催し、子どもの遊びの指導や保護者同士の交流、子育て相談などを行い、子育て家庭への支援の充実に努めます。	こども福祉課			継続
112	●仲間づくりの赤ちゃん教室の開催 地域の健康づくりボランティアである保健推進員による、仲間づくりの赤ちゃん教室を開催し、地域の母親同士の触れ合いを通じて、地域ぐるみの子育てを推進します。	保健所健康課			継続
113	●保育サービスの充実 多様化する保育ニーズに対応するため、保育所における延長保育、休日保育、年末・年始保育、病児・病後児保育、低年齢児保育などの拡充に努めます。	こども福祉課			継続
114	●子育て短期支援事業の実施 疾病などにより保護者が一時的に家庭での養育が困難になった場合に、児童を児童養護施設などにおいて、一定期間養育・保護します。	こども福祉課			継続

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
115	●休日健診の充実 少子化や核家族化が進行する一方、女性の就業率は増加しており、平日に乳幼児の健康診査を受診することが困難な保護者のために、休日健康診査を実施し、仕事と子育ての両立を支援します。	保健所健康課			継続
116	●事業所内保育施設の設置促進 従業員の福利厚生充実を目的として、事業所内保育施設を新たに設置する事業主への支援を行い、男女労働者の仕事と子育てとの両立ができる環境の整備に努めます。	商業労政課	2-3-2	98	継続
117	●企業や従業員に対する意識啓発（育児・介護休業制度） 育児・介護休業法の周知を図り、男女がともに育児や介護休業が取得しやすい職場環境となるよう啓発に努めます。	商業労政課	2-3-2	88	継続
118	●多様な勤務形態の普及・促進 短時間勤務制度やフレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度、在宅勤務制度など、子育てを行う勤労者が柔軟に働ける制度の普及に努めます。	商業労政課	2-3-1 2-3-2	84 94	継続
119	●地域密着型サービス等拠点整備事業 高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、地域密着型サービス施設の整備を進めます。	介護保険課	3-2-3	144	継続
120	●サービス付き高齢者向け住宅登録事業 高齢者の居住の安定を図るためバリアフリー構造を有し、介護や医療と連携したサービス付きの住宅について、その整備支援や登録による情報提供を行いません。	都市再生整備課	3-2-3	145	継続

推進目標 3 家庭で支える、地域で取組む

取組みのテーマ 3-1 家庭で喜びと責任を共有する

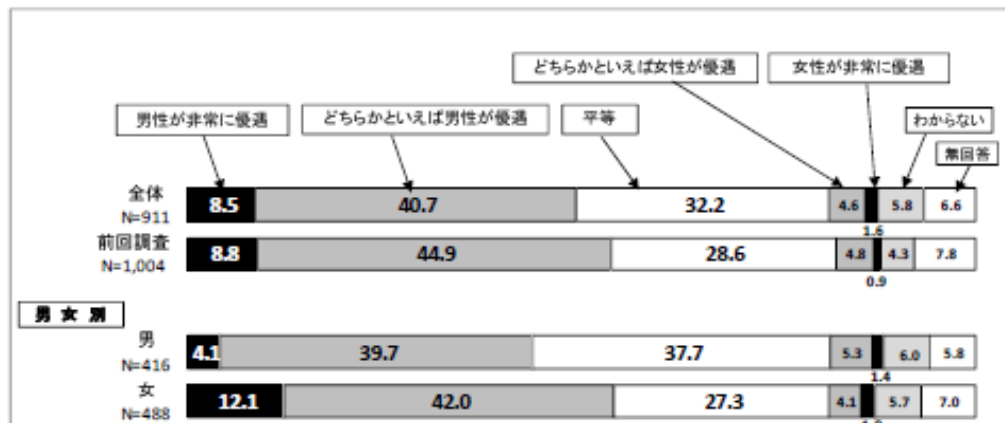
現状と課題

都市化や核家族化、価値観の多様化など、様々な要因により結婚や家族に関する意識は変化しても、家庭が社会の基礎単位であることに変わりはありません。家族を構成する各々が互いに支え合い、喜びと責任を分かち合うことは、円満な家庭生活のためだけでなく、豊かで活力に満ちた社会の形成にとっても不可欠なことです。

しかし、市民意識調査で全体の約半数の人が「家庭においては男性が優遇されている」と回答していることや、平日の家事時間について、1時間未満の男性が約7割いる一方で、女性の約7割が2時間以上家事をしていると答えていることから、家庭における立場や一日の時間の使い方などに、性別による固定的役割分担意識が残っていることがうかがえます。

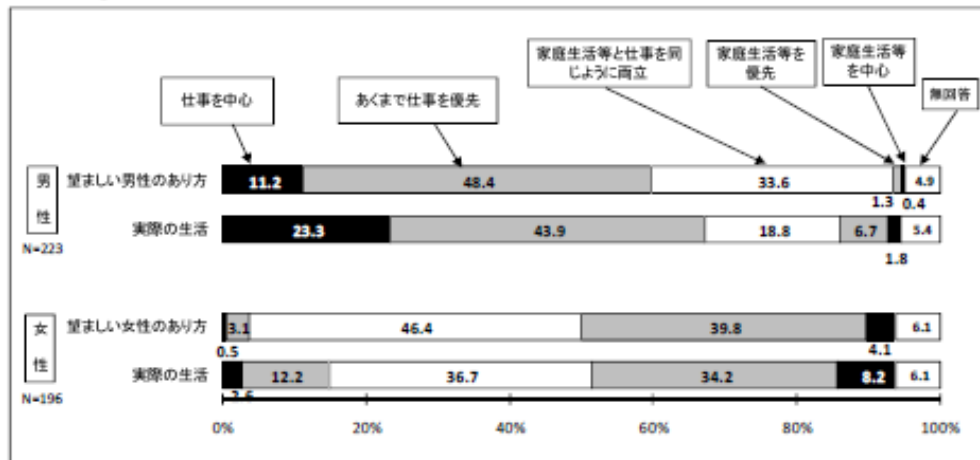
「イクメン」「カジダン」などの言葉に象徴される、家庭生活で積極的な役割を果たす男性も登場していますが、少子・超高齢社会では、家事や子育てだけでなく介護にも男女の参加や協力が必要とされます。今後も男女が互いに支えあう生活のための意識啓発や、生活スタイル、生活技術向上のための学習機会提供など、家庭での男女共同参画推進の環境づくりがますます必要となっています。

図 1-3 男女の平等感（家庭生活）

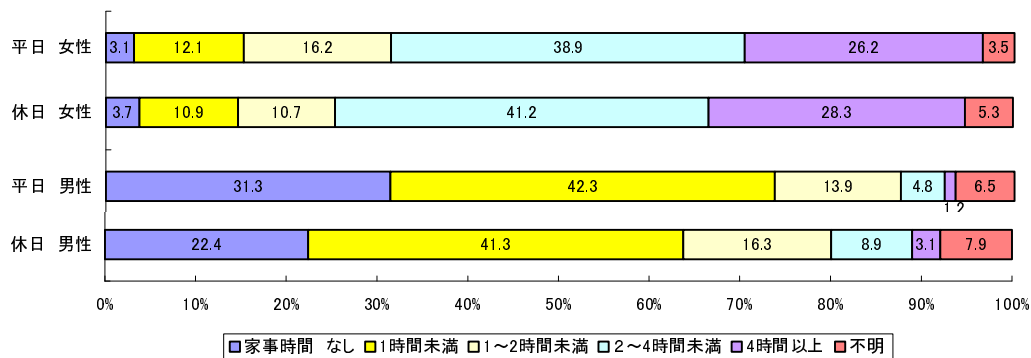


市民意識調査（男女の地位の平等感）

図 3-12-② 理想と現実（就業し、結婚をしている人）



市民意識調査（仕事と家庭生活の望ましい在り方）



市民意識調査（一日の時間の使い方：家事の時間）

施策の方向【3-1-1 家事・育児・介護などへの男女共同参画】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
121	●パパママセミナーの開催 働く女性や男性が参加しやすい休日にパパ・ママセミナーを開催し、安心して子育てができるよう、妊娠・出産・育児に関する正しい情報を提供し、子育て意識の啓発を図ります。	保健所健康課			継続
122	●父親の育児参加についての啓発資料の配布 パパママセミナー、乳幼児健診、ベビーフェスティバルなどで啓発資料を配布し、父親の積極的育児参加を促します。	保健所健康課			継続
123	●家庭教育学級の開設 家庭教育学級を開催し、家族のふれあいや心の結びつきを深めるとともに、子育てを社会全体で支えていく観点から、地域が主体となって取組む体制づくりを支援します。	生涯学習課			継続
124	●男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」の発行 男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」を発行し、男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための情報を発信します。	男女参画・ボランティア課	1-1-1	1	継続

取組みのテーマ 3-2 地域で取組む

現状と課題

我が国の人口は、少子化の進行によって自然減を続け、また、その内訳においては年少人口、生産年齢人口の減少に対し老年人口が増加することが見込まれています。

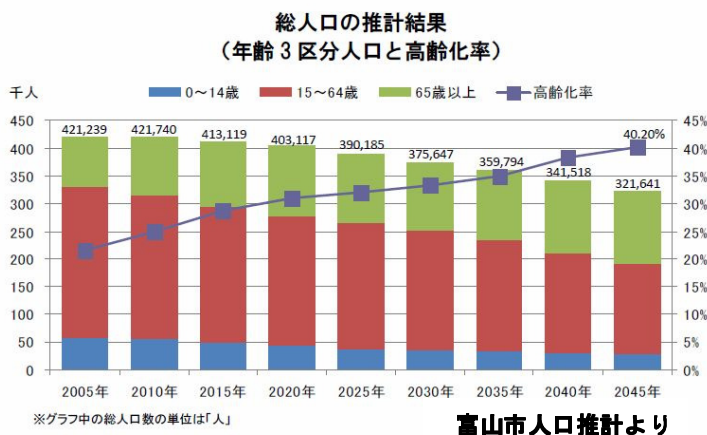
こうした社会を誰がどのようにして支えていくのかという課題を前にして、地域の果たす役割がこれまで以上に重要視されています。

本市では、日頃から住民組織やボランティア、教育・文化団体など様々な組織・団体が、防犯・防災、福祉、教育などの分野で活発に活動して

いますが、消防団女性分団の結成や地域ネットワークによる高齢者の見守り事業など地域全体で支えあう取組みも始まり、新たな生きがいや交流を求める団塊世代が、社会貢献活動やボランティア活動に加わることも期待されています。

また、東日本大震災の経験から、プライバシーや安全性に配慮した避難所運営の重要性が指摘され、日常生活だけではなく災害時のような非常時にも、地域生活に年齢・性別など、個々のニーズに応じた男女共同参画の視点が大切なことが再認識されました。災害復興においても、2011年（平成23年）7月の「東日本大震災からの復興の基本方針」に「復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。」との文言が盛り込まれました。

地域力を高め、誰もが住みよい地域社会を形成するために、性別や年齢を問わず、あらゆる人々が様々な立場で培ってきた経験やアイデアが活かされるとともに、こうした地域活動やボランティア活動の市民への積極的な周知や支援を行っていく必要があります。



写真提供：市消防局

一人暮らし高齢者宅への防火訪問

施策の方向【3-2-1 男女共同参画地域リーダーの育成】

事業番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
125	●富山市男女共同参画推進地域リーダーの活動支援 地域の中で男女共同参画意識を高揚させ、地域活動への男女の対等な立場での参画を推進するため、富山市男女共同参画推進地域リーダーによる啓発活動を支援します。	男女参画・ボランティア課			継続
126	●女性団体への活動支援 女性の地位と福祉の向上を図るための実践活動を推進するため、男女共同参画社会実現に向けて活動している団体を支援します。	男女参画・ボランティア課			継続
127	●社会教育団体などの育成 地域で活動する社会教育関係団体などへの支援を通じて、性別にとらわれることなく活躍する男女リーダーの育成に努め、地域活動の活性化を推進します。	生涯学習課 男女参画・ボランティア課			継続

施策の方向【3-2-2 地域活動に参画しやすい環境づくり】

事業番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
128	●「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業の実施 規範意識や社会性を高めるとともに、性別役割分担意識にとられない職業選択の平等について学習するために、中学2年生が、校外での職場体験や福祉・ボランティア活動などに参加します。	学校教育課	1-1-2	16	継続
129	●ボランティア活動の促進事業 ボランティアの意欲を持った希望者のほか、今後の社会貢献に大きな期待が寄せられる団塊の世代にも配慮して、ボランティア情報を積極的に提供するとともに、活動例を広く市民に周知し、誰もが気軽にボランティアに取り組める環境の整備に努めます。また学生などを対象にボランティア体験事業を実施し、ボランティア意識の醸成と地域福祉の担い手育成に努めます。	社会福祉課 男女参画・ボランティア課			継続
130	●ボランティアサポーターの育成 ボランティア希望者や活動者の相談などに応じ情報を提供するボランティアサポーターを設置し、人材の育成を行っている富山市ボランティアセンターを支援します。	男女参画・ボランティア課			継続
131	●「ボランティア講座」の開催 ボランティア活動の推進を図るため啓発用講座を開催している富山市ボランティアセンターを支援します。	男女参画・ボランティア課			継続

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
132	●防火意識の高揚 女性防火クラブ員を対象に家庭からの出火防止を図るため、火災予防に関する研修会の開催や情報紙の配布により、防火意識の高揚と防火に関する高度な知識の習得に努めます。	消防局予防課			継続
133	●クラブ情報紙の配布 防火に関する知識を掲載した情報紙を女性防火クラブ員を対象に配布し、防火意識の高揚及び出火防止を図ります。	消防局予防課			継続
134	●普通救命講習会の開催 救急事故現場で、その場に居合わせた人たちの適切な応急手当による救命効果の向上を目指して普通救命講習会を開催し、男女を問わず市民による積極的な応急手当の推進を図ります。	消防局警防課	3-2-5	157	継続
135	●交通安全アドバイザーの設置 交通安全アドバイザーを設置して高齢者宅を訪問するなど、ふれあい交流を通して交通安全普及・啓発活動を行うとともに、交通安全運動の推進及び関係諸団体の育成に努めます。	生活安全交通課			継続
136	●消費者グループ活動の普及と育成 複雑化・多様化している消費生活に対する意識の高揚と啓発を図るため、男女がともに消費者問題に取り組む消費者グループを育成し、自主的活動の支援に努めます。	消費生活センター			継続
137	●NPOなどとの協働の推進 「新しい公共」の担い手として期待されるボランティア団体やNPO法人などの設立を支援するとともに、市民と行政がともに手を携えてさまざまな地域課題に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。	男女参画・ボランティア課			継続

施策の方向【3-2-3 高齢者などが暮らしやすい環境づくり】

事業番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
138	●ねたきり防止等住宅整備の充実 介護保険制度における住宅改修費との連携と整合性を図りながら、高齢等のため身体機能が低下しても、できる限り自宅で生活し、ねたきりにならないよう、高齢者向けの住宅整備を支援します。	長寿福祉課			継続
139	●要介護高齢者の外出支援の推進 民間タクシー会社のタクシーを利用した外出支援タクシー券（おでかけタクシー券）事業を行い、要介護高齢者の外出や社会参加を支援します。さらに、NPO法人などによるボランティア輸送としての福祉有償運送を支援します。	長寿福祉課			継続
140	●在宅福祉サービスの推進 在宅において何らかの援護が必要なひとり暮らし高齢者や、高齢者世帯、ねたきり高齢者並びにその家族などに、必要とされる介護予防・生活支援のためのサービスを提供し、高齢者の自立と生活の質の確保を図ります。	長寿福祉課			継続
141	●社会参加と生きがいがづくりの推進 高齢者が積極的に社会参加して、生きがいをもって自立した生活を送ることができるよう、趣味活動、創造活動、健康活動、地域活動、就労活動及び発表の場・交流機会の充実などに努めます。	長寿福祉課			継続
142	●地域の総合的なケア体制の推進 要介護高齢者やひとり暮らし高齢者が安心して在宅生活が送れるよう、地域包括支援センターでは、関係団体等と連絡調整しながら、地域の自治力の再生を図り、住民同士が支えあうネットワークを構築し、地域住民とともに地域ケア体制を推進します。また、外出支援サービスを含めた各種サービスを総合的に提供することにより、高齢者の自立と生活の質の向上を目指します。	長寿福祉課			継続
143	●高齢者のふれあいの場の確保 高齢者が積極的に社会参加し、多くの人と交流できるよう、公衆浴場において高齢者が気軽に休憩、団らん、交流できる場を整備し、高齢者と地域社会とのふれあいの場の確保に努めます。	長寿福祉課			継続
144	●地域密着型サービス等拠点整備事業 高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、地域密着型サービス施設の整備を進めます。	介護保険課	2-3-3	119	継続

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
145	●サービス付き高齢者向け住宅登録事業 高齢者の居住の安定を図るためバリアフリー構造を有し、介護や医療と連携したサービス付きの住宅について、その整備支援や登録による情報提供を行ないます。	都市再生整備課	2-3-3	120	継続
146	●介護予防事業の推進 ・運動機能の低下により、介護が必要となる恐れのある高齢者のほか、脳卒中やパーキンソン病、認知症など、疾患別に対象者を分けたリハビリ教室を開催する中で、その効果の検証に努め、運動プログラムの研究開発、実施手法の普及を図りながら、生活向上や自主グループの育成に向けた取組みを推進します。 ・角川介護予防センターでは、医師や専門スタッフが運動プログラムを作成し、温泉水を活用した多機能プールでの運動療法やパワーリハビリテーションなどを提供することで、虚弱高齢者等の介護予防及び健康増進に努めます。 ・壮年期からの健康づくりを推進し、健康意識の啓発や健康診査による疾病の早期発見、悪化防止に努めます。 ・低栄養状態を改善するため、正しい情報を提供し、介護予防の推進を図ります。	長寿福祉課 保健所健康課			継続
147	●高齢者運転免許自主返納支援事業 運転免許を全部自主返納された65歳以上の方を対象に、車に代わる公共交通機関の乗車券等を交付することにより、運転に不安を持つ高齢ドライバーによる交通事故の防止を図ります。	生活安全交通課			継続

施策の方向【3-2-4 地域ネットワークの強化】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
148	●青少年の健全育成支援 青少年の健全な育成と福祉の増進を助長するため、ホームが企画する各種の教養教室やサークルなどの活動支援に努め、利用者が積極的に利用できる施設整備に努めます。	勤労青少年ホーム			継続
149	●児童虐待防止の推進 ・関係機関との連携を緊密にするほか、児童虐待防止の啓発に努めます。 ・富山市要保護児童対策地域協議会を開催し、支援体制の充実に努めます。	こども福祉課			継続

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
150	●災害ボランティアネットワーク事業の推進 災害時に大きな役割を果たす災害ボランティア活動についての調査、訓練をボランティア団体とともに行います。 また、災害ボランティアネットワーク会議で、災害時における地域活動での女性の参画について検討し、富山市災害ボランティア本部活動マニュアルに女性の視点を反映させます。	男女参画・ボランティア課	3-2-5	155	拡充
151	●防犯意識の啓発・社会環境の浄化 市、市民及び事業者等が一体となり、犯罪を防止し、犯罪の少ない安全で住みよい環境づくりを推進します。	生活安全交通課			継続
152	●富山とれたてネットワーク事業の実施 特色ある農産物の開発から加工、販売までの一体的取組みや、アンテナショップを核とした直販ネットワークなど地域特産物の紹介・販売システムの構築を通して地域農業の活性化を図るとともに、女性人材の発掘・女性リーダーの育成を進め、女性による起業を支援します。	農政企画課	2-2-1 2-2-2	69 71	継続

施策の方向【3-2-5 防災対策への女性の参画促進】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
153	●防災対策への女性の視点導入 東日本大震災を踏まえた、富山市地域防災計画の見直しに際しては、「女性の視点」に十分配慮し、計画に反映させます。	防災対策課			継続
154	●女性消防団員の加入促進 女性消防団員の加入促進を図り、地域の防災リーダーを育成するとともに、防火・防災の普及促進に努めます。	消防局総務課	2-2-1	68	継続
155	●災害ボランティアネットワーク事業の推進 災害時に大きな役割を果たす災害ボランティア活動についての調査、訓練をボランティア団体とともに行います。 また、災害ボランティアネットワーク会議で、災害時における地域活動での女性の参画について検討し、富山市災害ボランティア本部活動マニュアルに女性の視点を反映させます。	男女参画・ボランティア課	3-2-4	150	拡充
156	●避難所運営マニュアルへの女性の視点の導入 災害時に設営される避難所の運営に、女性の視点が反映されるよう関係課へ働きかけます。	男女参画・ボランティア課			新規
157	●普通救命講習会の開催 救急事故現場で、その場に居合わせた人たちの適切な応急手当による救命効果の向上を目指して普通救命講習会を開催し、男女を問わず市民による積極的な応急手当の推進を図ります。	消防局警防課	3-2-2	134	継続

【富山市 DV 対策基本計画】

推進目標 4 配偶者等からの暴力の根絶に取り組む

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の背景

配偶者等からの暴力（「DV」）は、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかし、DV は被害が深刻であるにも関わらず家庭の中の問題、夫婦間の問題として見過ごされてきました。被害者の多くは女性であり、その配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現を妨げる原因となっています。

こうしたことから、国では、2001 年（平成 13 年）、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（「DV 防止法」）」を制定しました。また、2008 年（平成 20 年）1 月に施行された改正 DV 防止法では、保護命令制度の拡充が図られるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（「DV に関する市町村基本計画」）の策定及び配偶者暴力相談支援センター（「DV 相談支援センター」）としての機能を果たす施設の設置を、市町村の努力義務とすることが定められました。

(2) 策定の趣旨

DV は、その多くが外部からの発見が困難な家庭内において行われ、同時に「自分さえ我慢すれば、なんとかやっていける」「恥ずかしくて誰にも相談できない」など、被害を受けても外部に相談することに抵抗を感じる人が多いことから、潜在化しやすく、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい傾向にあります。

本市では、2007 年（平成 19 年）3 月に策定した富山市男女共同参画プランに基づいて、広報紙や「男女共同参画とやま市民フェスティバル」などを利用した意識啓発事業のほか、DV 被害者支援のための相談業務や相談技術向上のための研修などを実施してきました。しかし、ここ数年 DV 被害者からの相談件数は増加傾向にあり、DV 被害の状況や多様化・複雑化する相談内容などを把握し、今まで以上に関係機関との連携を強化して、DV 被害者の立場に立った切れ目のない支援を行う必要が生じています。

このことから、DV 被害根絶をめざして、プラン後期実施計画の中で重点的に取り組む事項に DV 対策を掲げ、総合的・体系的取組みのために、ここに「富山市 DV 対策基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 「DV 防止法」第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく基本計画であり、本市における施策の方向と事業内容について定めるものです。

(2) この計画は、「プラン後期実施計画」中の推進目標 4 として策定します。

3 計画期間

(1) 計画期間は、「プラン後期実施計画」と同一期間である平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 カ年とします。

(2) 計画期間中に、「DV 防止法」の改正など基本的な事項の変更や、新たに計画に盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行いません。

4 計画の推進体制

(1) 男女共同参画推進審議会（審議会）

審議会は、富山市男女共同参画推進条例第 24 条に基づき、DV 対策基本計画の実施状況の報告を受けて、計画の推進について審議します。

(2) 男女共同参画社会推進本部会議（推進本部会議）

推進本部会議は、DV 対策基本計画に対する進捗状況を把握し、審議会の意見を踏まえ、計画の推進について検討します。

(3) DV 被害に関係する相談窓口連絡会議（DV 相談窓口連絡会議）

DV 相談窓口連絡会議は、本市の DV 相談窓口担当課で構成します。市民からの DV 相談に携わるための理解と相談技術の向上を図り、市組織の横断的な調整や関係機関・団体との連携によって、計画に記された相談機能の強化に努めます。

(4) 関係機関、民間 DV 被害者支援団体との連携

国、県などの関係機関との確実な連携体制を構築するとともに、民間 DV 被害者支援団体との連携・協力体制を強化し、計画を効果的に推進します。

(5) 市民

DV を社会から根絶するためには、行政だけでなく市民や団体、事業者等による主体的な取り組みが必要です。このため、DV 防止についての啓発や広報により、DV を許さない社会づくりへの機運を高めます。

取組みのテーマ 4-1 DV 根絶のための意識づくりを推進する

現状と課題

人には皆、いきいきと豊かに暮らしていく権利があります。しかし、社会にはDVという人権を侵害する行為が現実存在しています。市民意識調査によれば、DV被害の経験があるとした人は全体の19.6%であり、また、平成20年度の内閣府調査によれば、10代、20代でこれまでに交際相手によるDV経験があると答えた人は女性で13.6%、男性で4.3%にのぼり、若い世代の、交際相手からの暴力（「デートDV」）も、近年大きな問題となってきました。

こうしたことから、本市では市広報、情報交流誌、出前講座や「男女共同参画とやま市民フェスティバル」などを通じた啓発活動を行ってきました。しかし、DVに対する社会的な理解はいまだ十分とはいえず、当事者に「自分の行為（あるいは受けている行為）はDVである」という自覚がないことすらあるのが現状です。

DVを防止し根絶するには、今後も様々な機会をとらえた啓発活動や、男女共同参画推進地域リーダー、民生・児童委員、地域活動団体などへの情報提供を行い、また、若年層に向けたDV防止の教育・啓発、教育現場に携わる人たちの研修などによって、私たち一人ひとりがDVは重大な人権侵害であることの理解を深め、社会全体でDVを許さないという意識を共有することが重要です。

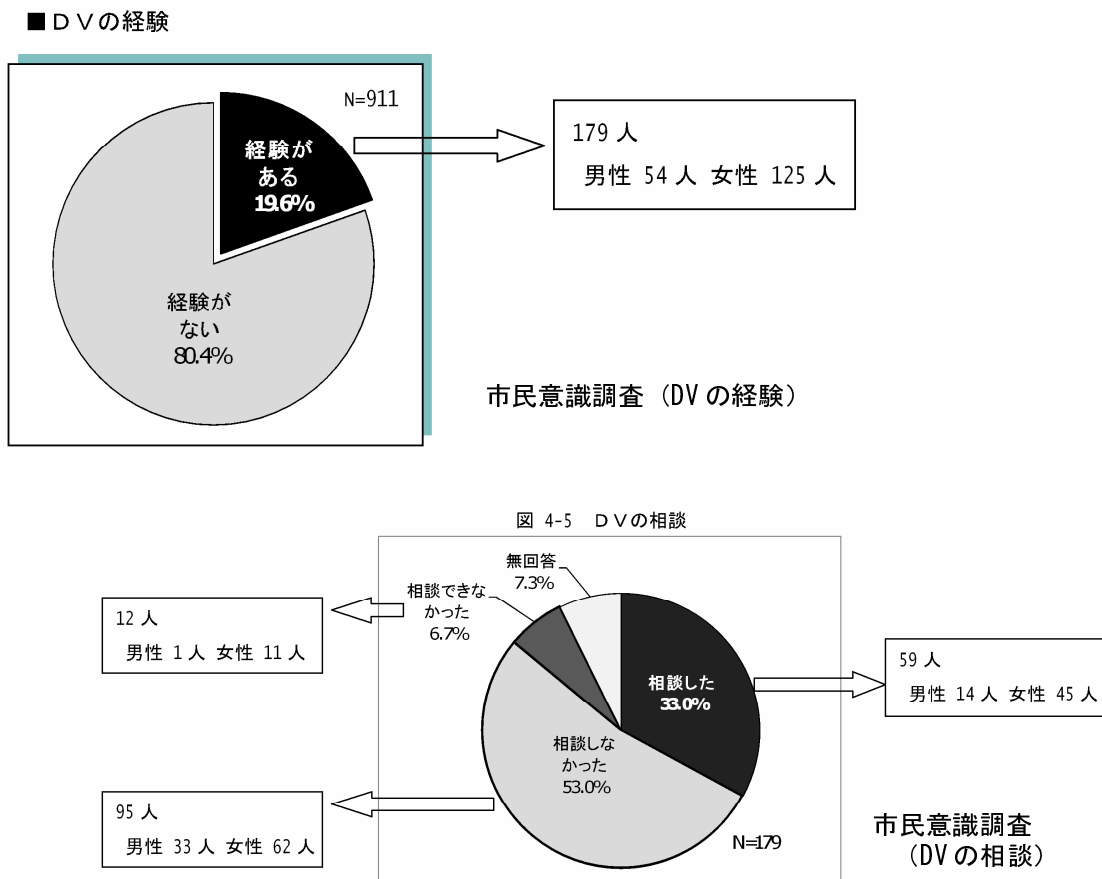


図 4-6 DVの相談先

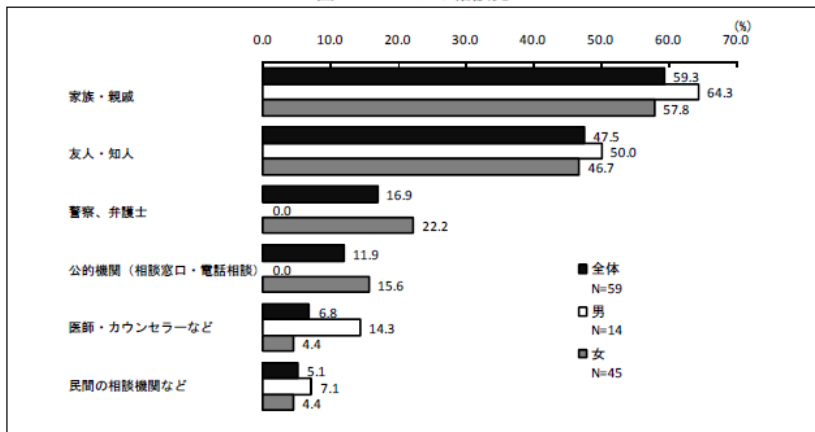
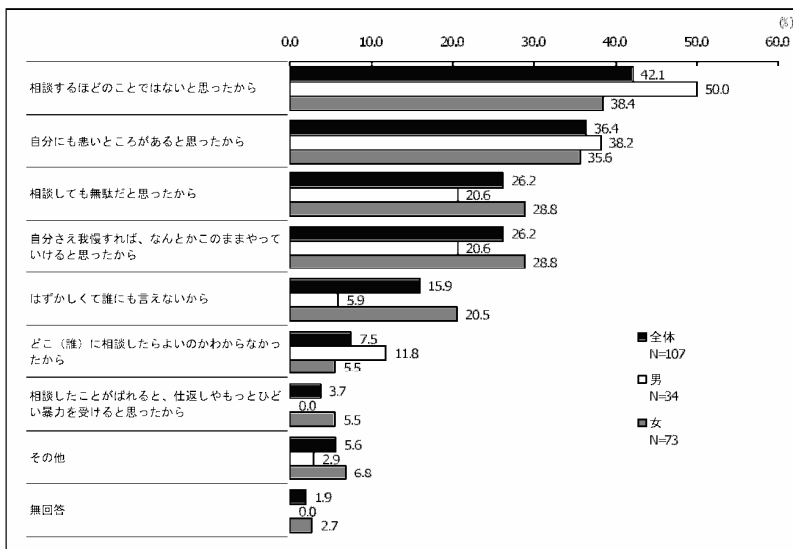
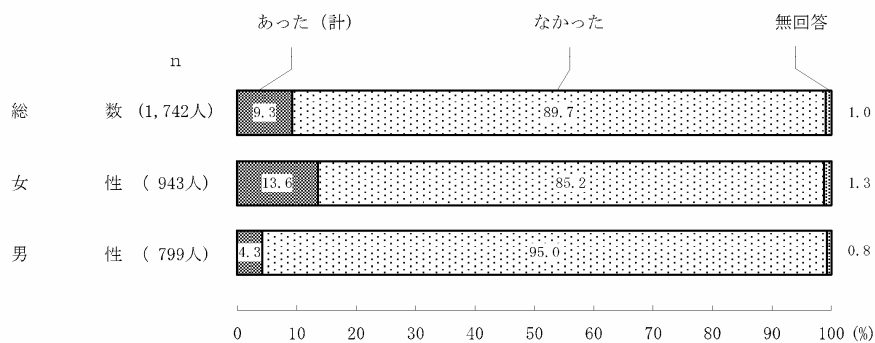


図 4-7 相談できなかった理由 (複数回答)



市市民意識調査
(相談できなかった理由)

図 4-2-5 交際相手からの被害経験 - まとめ (男女別)



内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年度)

施策の方向【4-1-1 DV防止の意識啓発と青少年教育の充実】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
158	●配偶者等からの暴力防止などに関する意識啓発 「広報とやま」、情報交流誌「あいのかぜ」やホームページなどを用いて、DV防止の意識の醸成を図ります。	男女参画・ボランティア課			継続
159	●男女共同参画講座の開催 男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための啓発講座を開催します。	男女共同参画推進センター	1-1-1	6	継続
160	●人権教育・啓発推進事業の推進 全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育及び人権啓発推進に関する法律に沿って、学校、地域、家庭その他様々な場を通して、それぞれが連携を図りつつ、人権教育の普及及び啓発に努めます。	市民生活相談課 生涯学習課	1-1-2	15	継続
161	●デートDV啓発冊子の作成 デートDVについての啓発冊子を市内各中学校に配備し、交際相手からの暴力について中学生が考える機会を提供することで、予防と啓発を図ります。	男女参画・ボランティア課			継続
162	●一般向けDV啓発冊子の作成 公共施設などに啓発冊子を配備し、DVに関する啓発を図ります。	男女参画・ボランティア課			継続
163	●男女共同参画市民フェスティバルの開催 「男女共同参画市民フェスティバル」を開催し、男女共同参画に関する情報発信と意識啓発を図ります。	男女参画・ボランティア課	1-1-1	4	継続
164	●デートDVに関する研修機会の拡充 教員のデートDVに関する研修参加を推進し、デートDVに対する注意力を高めるとともに、生徒への指導につなげます。	学校教育課			新規

施策の方向【4-1-2 DV防止のための調査】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
165	●配偶者等からの暴力などに関する意識調査 「男女共同参画に関する市民意識調査」の中 で、配偶者等からの暴力に関する項目につい て調査します。	男女参画・ボラ ンティア課			継続
166	●DV相談件数の調査 市で受けているDV相談の実態を把握し、適切 な支援に役立てます。	男女参画・ボラ ンティア課			拡充

取組みのテーマ 4-2 相談体制を強化する

現状と課題

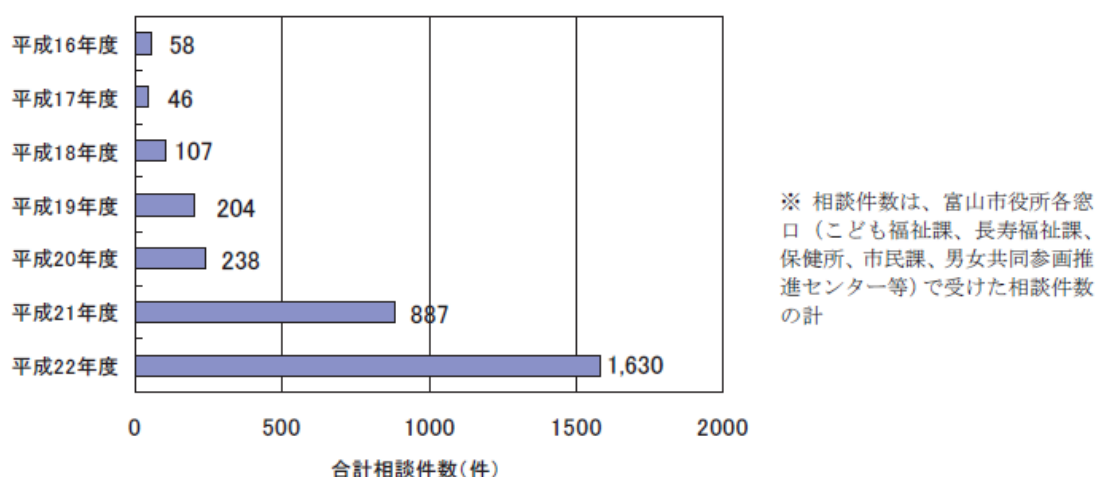
本市におけるDV相談は、男女共同参画推進センターで行うDV相談（平成21年8月開始）のほか、こども福祉課、長寿福祉課や保健所などでも対応しており、傾聴・アドバイスや、緊急を要する場合には警察や富山県女性相談センターと連携するなどして被害者支援に努めてきました。

DVについての相談件数はここ数年全国的に増加傾向にあり、本市が受けたDV相談の件数は、平成22年度では合わせて1,630件で、同年度に行った市民意識調査によれば、DV被害経験は精神的暴力が最も多く16.4%、次いで身体的暴力10.4%、経済的暴力5.2%、性的暴力4.5%となっています。

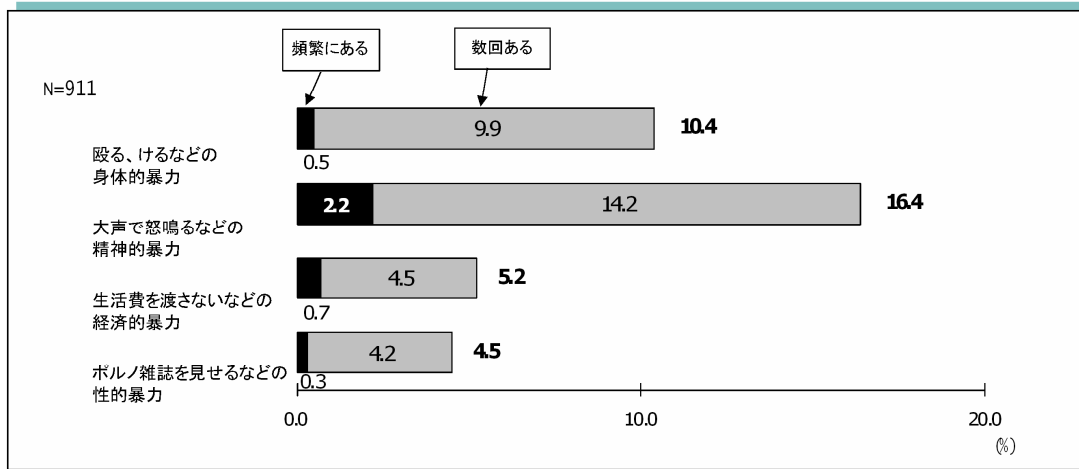
DVには社会構造的背景や複合的な問題が絡むことが多く、相談を受ける側にジェンダーの視点やDVの特性に対する深い理解、何よりDV被害者への十分な配慮が不可欠であり、こうした前提がなければ、誤った言動で被害者を傷つける二次的被害を起こしかねません。

本市では「DV相談窓口連絡会議」を組織し、研修や意見交換を通じてDV相談に携わる職員の資質の向上に努めてきましたが、相談者の状況に応じて組織として適切に対応していくためには、今後はDV被害者支援団体や、女性をとりまく社会的背景への認識や共感をもとにしたカウンセリング団体など、様々な民間活動の経験も活かしながら、事例検討を含めたスキルアップ研修等により、職員のさらなる資質向上を図る必要があります。

また、災害時の避難場所等ではDV被害が増える傾向にあると言われています。こうした非常時における相談体制や被害者の安全確保についても、DV相談窓口連絡会議、民間DV被害者支援団体や災害ボランティア組織などを交えて対策を検討していくことが大切になっています。



■ DV（行為別）の経験



市民意識調査（DV(行為別)の経験)

施策の方向【4-2-1 相談窓口の周知】

事業番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
167	●男女共同参画推進センター事業の案内 推進センターの男女共同参画に関する講座や DV相談窓口案内などを「広報とやま」や推進 センターのホームページに掲載し意識啓発の ための情報提供を図ります。	男女共同参画推 進センター	1-1-1	8	継続
168	●広報紙やホームページを活用した相談窓口 の周知 「広報とやま」や本市ホームページに各種の DV相談窓口を掲載し、周知を図ります。	男女参画・ボラ ンティア課			継続
169	●DV相談窓口案内カードの配付 DV相談窓口を記載した案内カードを作成し、 市内公共施設の窓口や出前講座等で配付し、 相談窓口を周知します。	男女参画・ボラ ンティア課			新規

施策の方向【4-2-2 相談体制の充実】

事業番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
170	●女性相談員の設置 プライバシーの保護に配慮した相談体制をと り、関係機関と連携しながら暴力被害女性の 支援を進めるほか、女性からの各種相談に対 応し暴力被害の早期発見に努めます。	こども福祉課			継続
171	●DV相談の実施 DV相談員による「DV相談」を実施し、相談者 に対し問題解決に向けての助言を行います。	男女共同参画推 進センター			継続
172	●夫婦・男女に関する悩み相談の実施 臨床心理士による「夫婦・男女に関する悩み 相談」を実施し、相談者を支援します。	男女共同参画推 進センター	4-3-2	183	継続
173	●夫婦・男女に関する法律相談の実施 弁護士による「夫婦・男女に関する法律相 談」を実施し、相談者の法的問題解決を支援 します。	男女共同参画推 進センター			継続
174	●DV相談担当者等の研修の充実 ジェンダーの視点を持った講師を招き、事例 検討などの研修会を開催し、相談担当者のDV についての理解と相談スキルの向上を図り、 二次的被害を防止します。	男女参画・ボラ ンティア課	4-4-1	194	拡充
175	●DV相談窓口連絡会議の開催 DV相談窓口連絡会議を開催し、情報交換や協 議等を通して本市各担当課の連携強化を図り ます。 また、災害発生時等の非常時における、本市 の相談体制について研究します。	男女参画・ボラ ンティア課	4-3-1 4-4-1	178 191	拡充

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
176	●民間DV被害者支援団体との意見交換 民間DV被害者支援団体との情報・意見交換や 連携・協力により、DV被害者への切れ目のな い支援に努めます。	男女参画・ボラ ンティア課	4-4-1	192	拡充

取組みのテーマ 4-3 安全確保と自立支援に取り組む

現状と課題

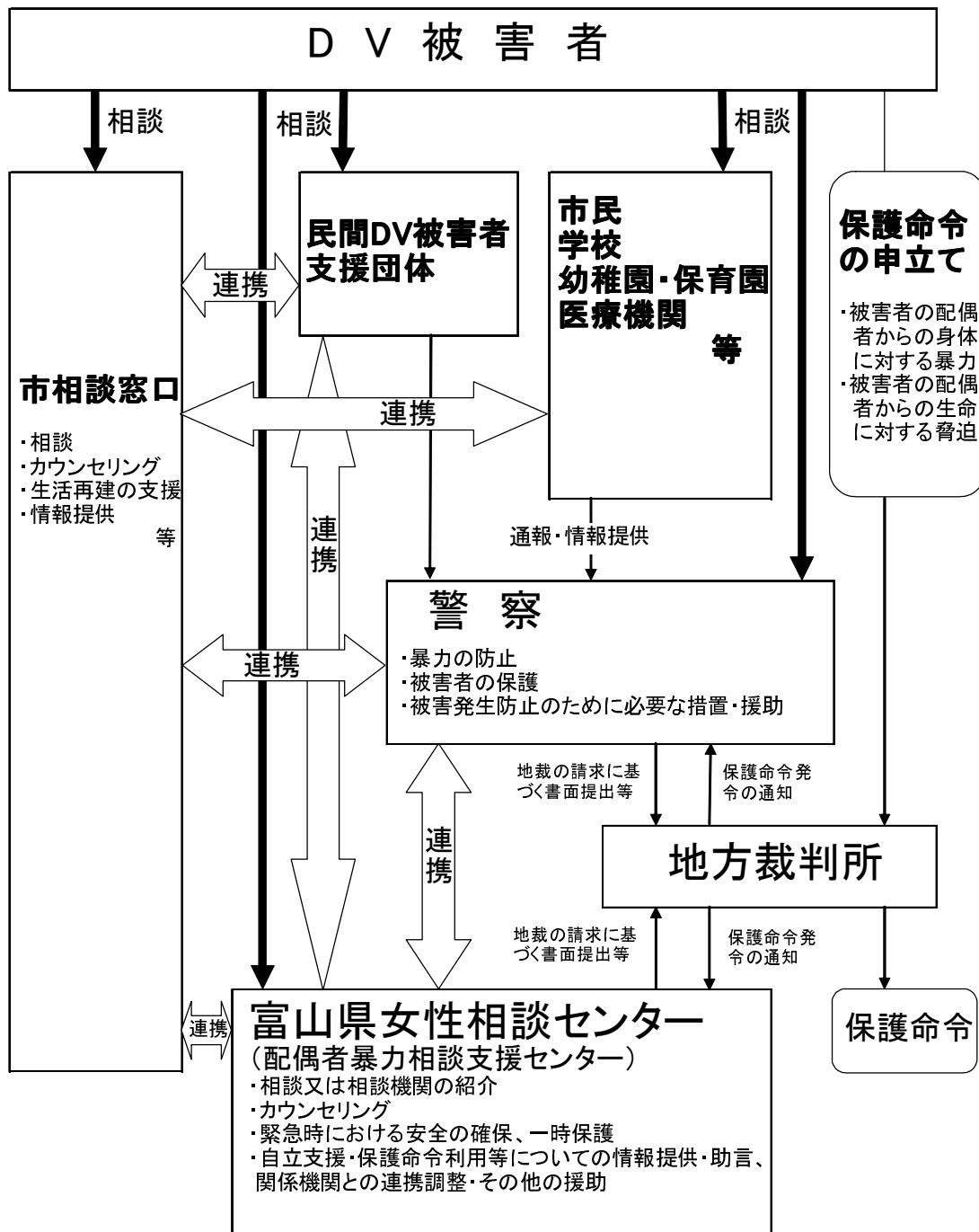
DV 被害者への対応で最も優先すべき事項の一つが、緊急時の被害者の安全確保です。本市では、緊急に保護を求めてきた被害者等には、警察や富山県女性相談センターとの連携によって、一時保護につなぐ支援を行ってきました。DV 被害者が新たな居場所で自立して生活するためには、長期間にわたり暴力を受けた DV 被害者への心身の回復支援のほか、離婚や子どもの親権確保等の法的問題へのアドバイス、住宅や生活費の確保、就業、子どもの就学など様々な支援が考えられます。

また、DV を家庭で目撃する子どもの心身には様々な症状が現れたり、加害者から直接的な虐待を受けていたりするケースも多くあると言われ、DV 被害者の子どもの心のケア、発育、学習等への支援や DV や虐待の早期発見に取り組むことも重要です。

こうしたことから、子どもたちと日常的に接する保育士、教職員等には、DV についての基本的理解や、被害者やその子どもの安全や自立に配慮するための知識が必要であるため、教育の現場などでも DV に関する研修などを行い、対応の充実に努めることが必要です。

今後は、関係行政機関だけでなく、民間 DV 被害者支援団体と本市の DV 相談窓口各課との協力体制も構築し、より確実に被害者の安全と生活場所の確保を図ることが大切です。

本市のDV被害者の安全確保フロー図



施策の方向【4-3-1 被害者の安全確保のための体制づくり】

事業番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
177	●DV被害者相談共通シートの再検討など迅速な連携のための検討 各窓口職員が的確かつ迅速に対応することでDV被害者の負担が軽減されるよう、相談共通シートを再検討するなど、効率的な連携の方法を検討します。	男女参画・ボランティア課	4-4-1	193	継続
178	●DV相談窓口連絡会議の開催 DV相談窓口連絡会議を開催し、情報交換や協議等を通して市各担当課の連携強化を図ります。 また、災害発生時等の非常時における、本市の相談体制について研究します。	男女参画・ボランティア課	4-2-2 4-4-1	175 191	拡充
179	●防犯ブザーの貸出 本市のDV相談関係課、民間DV被害者支援団体を通して、防犯ブザーを被害者へ貸出し、DV被害者の安全確保を図ります。	男女参画・ボランティア課			継続
180	●住民基本台帳の閲覧制限などの支援措置の実施 平成16年に作成した、DV被害者の保護のための措置の手順を定めた支援対応マニュアルに基づき、住民基本台帳の閲覧制限処理を迅速に行います。また、住民基本台帳からの情報をもとに事務処理を行う関係課と連携し、DV被害者の住所の漏洩防止に努めます。	市民課 納税課 保険年金課 こども福祉課 選挙管理委員会 事務局			継続
181	●災害時の避難所等でのDV防止 避難所等でのDV発生を防止するため、避難所の適切な運営方法等をマニュアルに反映するよう関係課へ働きかけます。	男女参画・ボランティア課			新規

施策の方向【4-3-2 被害者の心身の回復支援】

事業番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
182	●精神保健相談・心のケア相談の実施 DV被害者女性の中には、うつ病・抑うつ状態、複雑性PTSDになる女性が多く心のケアが必要です。また、被害を受けた当事者だけでなく、その周囲への心の影響もあります。その観点から本人・家族・関係者を対象に、精神保健福祉士等の専門職による相談を実施します。	保健所保健予防課	4-3-4	189	継続
183	●夫婦・男女に関する悩み相談の実施 臨床心理士による「夫婦・男女に関する悩み相談」を実施し、相談者を支援します。	男女共同参画推進センター	4-2-2	172	継続

施策の方向【4-3-3 被害者の生活再建に向けた支援】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
184	●住宅の確保などのDV被害者の自立に向けた支援体制の充実 児童の福祉の増進を図るため、母子生活支援施設における保護の実施や市営住宅における優先入居などによりDV被害者の住居の確保に努めるとともに、社会保障制度等に関する情報提供や関係機関との連絡調整を行うなど、被害者の自立に向けたきめ細かい支援に努めます。	こども福祉課 市営住宅課	4-3-4	190	継続
185	●経済的自立に向けた支援の実施 生活困窮者に対し、生活保護法に基づき、経済的支援や自立へ向けての指導やアドバイスを行います。	社会福祉課			継続
186	●母子家庭などの生活安定と自立促進援助事業の実施 児童扶養手当の支給、母子家庭自立支援給付金事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子寡婦福祉資金貸付、母子家庭等小口資金の貸付、母子寡婦福祉連合会活動への支援、母子自立支援員の設置、母子生活支援施設入所などにより、母子家庭の生活安定と自立の促進に努めます。	こども福祉課	2-3-1	78	継続

施策の方向【4-3-4 DV被害者の子どもへの支援】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
187	●スクールカウンセラー等による相談の実施 市内小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの悩み相談を充実させます。	学校教育課			継続
188	●要保護児童対策として心理相談員を配置 関係機関が要保護児童等の処遇や対応を検討する際に、児童や保護者が適切な支援が図られるよう助言を行います。	こども福祉課			継続

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
189	<p>●精神保健相談・心のケア相談の実施 DV被害者女性の中には、うつ病・抑うつ状態、複雑性PTSDになる女性が多く心のケアが必要です。また、被害を受けた当事者だけでなく、その周囲への心の影響もあります。その観点から本人・家族・関係者を対象に、精神保健福祉士等の専門職による相談を実施します。</p>	保健所保健予防課	4-3-2	182	継続
190	<p>●住宅の確保などのDV被害者の自立に向けた支援体制の充実 母子生活支援施設における保護の実施や市営住宅における優先入居などによりDV被害者の住居の確保に努めるとともに、社会保障制度等に関する情報提供や関係機関との連絡調整を行うなど、被害者の自立に向けたきめ細かい支援に努めます。</p>	こども福祉課 市営住宅課	4-3-3	184	継続

取組みのテーマ 4-4 DV 対策推進体制の充実を図る

現状と課題

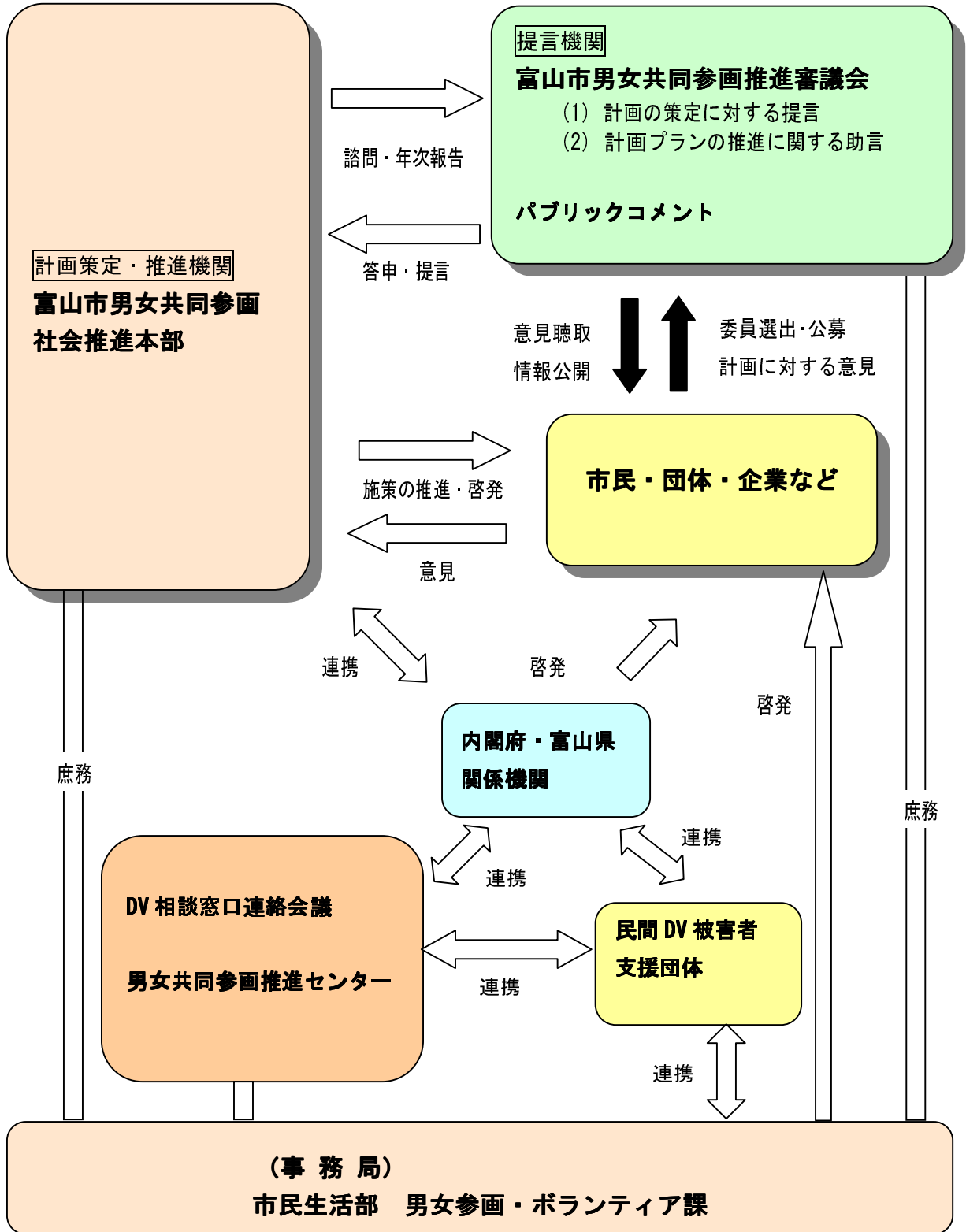
本市では、富山市男女共同参画推進審議会及び男女共同参画社会推進本部を設置し、男女共同参画に視点をおいた施策を総合的に推進してきました。その施策の一つに女性を暴力被害から守ることなどを掲げ、DV に関係する相談を受ける関係課などで「DV 相談窓口連絡会議」を組織し、相談体制の充実を図ってきました。

また、関係各課が相談者の状況を把握し連携が容易になるよう、複数の窓口にもたがる相談内容を 1 枚の用紙に記録する DV 被害者相談共通シートを作成・試行しましたが、各課の担当業務によりそれぞれ別の記録用紙を使用する必要から、共通シートの活用は充分とは言えない状況にあり、共通シートの見直しを含めてより効果的な相談連携の方法について検討を行い、相談者の精神的な負担軽減と事務手続きの円滑化を進める必要があります。

また、庁内だけでなく外部関係機関との連携も重要であることから、今後も警察、検察庁、法務局、富山県女性相談センターなどから講師を招いた研修会を開催し、DV 対策への理解を深めるとともに、協力体制のさらなる強化を図ります。

DV をめぐる問題は複雑・多様化しており、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援をするためには、DV 被害者支援について豊かな経験を有する民間 DV 被害者支援団体と連携・協力し、DV 対策推進体制を一層充実していく必要があります。

本市のDV対策推進体制図



施策の方向【4-4-1 関係各課、関係機関、民間支援団体等との連携強化】

事業 番号	事業内容	担当課	関連事業に再掲		区分
			体系番号	事業番号	
191	●DV相談窓口連絡会議の開催 DV相談窓口連絡会議等を通じて、外部関係機 関等との連携強化を図ります。	男女参画・ボラ ンティア課	4-2-2 4-3-1	175 178	拡充
192	●民間DV被害者支援団体との意見交換 民間DV被害者支援団体との情報・意見交換や 連携・協力により、DV被害者への切れ目のな い支援に努めます。	男女参画・ボラ ンティア課	4-2-2	176	拡充
193	●DV被害者相談共通シートの再検討など迅速 な連携のための検討 各窓口職員が的確かつ迅速に対応することで DV被害者の負担が軽減されるよう、相談共通 シートを再検討するなど、効率的な連携の方 法を検討します。	男女参画・ボラ ンティア課	4-3-1	177	継続
194	●DV相談担当者等の研修の充実 ジェンダーの視点を持った講師を招き、事例 検討などの研修会を開催し、相談担当者のDV についての理解と相談スキルの向上を図り、 二次的被害を防止します。	男女参画・ボラ ンティア課	4-2-2	174	拡充

第3章 計画の推進体制

1 計画推進体制の整備

男女共同参画を視点においた施策を、総合的に推進するための体制を整備します。

(1) 富山市男女共同参画推進審議会の設置

計画や男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査及び審議を行うために、学識経験者、関係団体、関係行政機関、公募市民で組織される「富山市男女共同参画推進審議会」を設置します。

(2) 庁内体制の充実

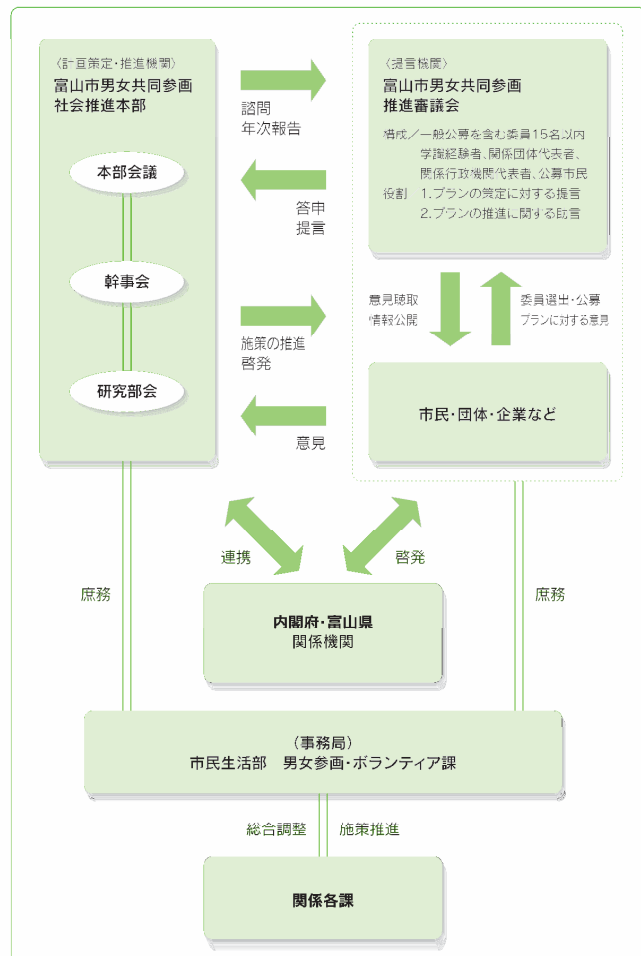
計画を推進するとともに評価・点検や調査研究を行うため、庁内組織である「富山市男女共同参画社会推進本部」を組織し、関係部局との連携を図ります。

(3) 拠点施設の充実

男女共同参画への市民の取り組みを進めるための拠点施設として、「富山市男女共同参画推進センター」の機能を充実させます。

- 学習啓発事業の充実
- 相談機能の充実
- 情報収集と提供機能の充実
- 女性のエンパワーメントや市民活動への支援

富山市男女共同参画プラン 推進体制図



2 協働による取組みの推進

(1) 富山市男女共同参画推進地域リーダーの委嘱

地域における男女共同参画を推進するため、「富山市男女共同参画推進地域リーダー」を委嘱し、本市はその活動を支援します。

(2) 市民参画の促進とネットワークづくり

男女参画社会の実現に向けて活動する民間団体との連携・協力体制を強化し、各種団体のネットワークづくりと市民参画による計画の推進に努めます。

3 国・県・関係機関やメディアとの連携

(1) 国・県・関係機関との連携

計画を推進するにあたって、国・県・男女共同参画関係機関との連携を構築し、他都市との情報交換や交流を図ります。

(2) メディアとの連携

社会通念の形成にメディアが果たす役割は近年ますます大きくなっており、情報発信者としてのメディアとの連携を図り、表現上の人権への配慮を働きかけます。

4 計画の進行管理

(1) 進捗状況の管理

計画に対する施策の進捗状況に対して、男女共同参画社会推進本部、男女共同参画推進審議会による評価・点検を行います。

(2) 調査研究

計画の効果的な推進につなげるため、社会情勢の変化など各種調査を実施して、研究や検討を行います。

(3) 情報公開の推進

計画の進捗状況や男女共同参画推進審議会の審議などの情報公開を進めます。

(4) 苦情の申出への対応

男女共同参画の推進に関する施策などに対する市民・事業者からの苦情の申出に対し、適切な対応を図るため、必要な措置を講じます。

5 計画関連指標

平成 22 年度を基準値とし 28 年度を目標値とする指標を、進捗状況を確認するため設定します。

推進目標	取組みのテーマ	事業番号	指標項目	単位	前期基準値	後期基準値	後期目標値
					前期目標値	(平成 22 年度)	(平成 28 年度)
意識を変える、権利を守る	男女の人権を尊重し、平等意識を啓発する	2	社会通念・慣習の分野で男性優遇と感じる人の割合	%	71.2 65	64.3	60.0
		6	男女共同参画推進センター男女共同参画講座の参加者数	人	—	142	160
		13 29	教育研修会を 4 ヶ年で受講する教員の割合 () 内は人数	%	(345 人) (500 人)	100	100
		14 30	人権教育の指導事例集の発行回数	回	年 1 年 1	年 1	年 1
		19	市民大学での国際理解のための講座のコース数 (2 月下旬見直し予定)		—	6 コース	現状維持 または新設
体と心の健康を守る		38	妊婦一般健康診査受診率	%	90.8 100	80	100
		38	産婦一般健康診査受診率	%	93.0 100	100	100
		40	妊婦歯科健康診査受診率	%	—	28.8	32.0
		42	乳児一般健康診査受診率	%	—	79.8	100
		42	4 か月児健診受診率	%	—	96.9	100
		42	1 歳 6 か月児健診受診率	%	—	96.9	100
		42	3 歳児健診受診率	%	—	94.4	100
		47	メンタルヘルスサポート協力店の登録店舗数	箇所	—	114	累計 700 (年 100 店舗増)
		48	メンタルヘルスサポーターの委嘱者数	人	—	45	280
		49	精神障害者等を支援するネットワーク数	団体	—	30	158
		50	認知行動療法を取入れた心の健康づくり教室のコース数	コース	—	1	5
		52	がん検診受診率	%	—	胃がん：23.3 肺がん：30.3 子宮がん：17.5 乳がん：21.3 大腸がん：21.7	胃がん：43 以上 肺がん：45 以上 大腸：43 以上 子宮：42 以上 乳：43 以上
		56	ウォークラリーとやま参加者数	人	—	2,483	3,050
		57	学校体育施設開放利用者数	人	—	964,296	957,700
		58	健康であると感じる市民の割合	%	—	81.1	86.1
58	意識的にからだを動かす市民の割合	%	—	66.3	71.3		

推進目標	取組みのテーマ	事業番号	指標項目	単位	前期基準値	後期基準値	後期目標値
					前期目標値	(平成 22 年度)	(平成 28 年度)
能力を活かす、可能性を育てる	地域の政策や運営・経営の方針を定める	59	審議会などにおける女性委員の割合	%	23.5 30	24.6	30 以上
		59	女性がいない審議会などの数	数	13 0	13	0
	女性人材を発掘し育成する	64 67	自主的学習サークルの女性代表者の割合	%	—	48.3	50 以上
		68 154	女性消防団加入率	%	3.2 4.0	4.9	5.0
		69 71 152	朝市など直売所のインショップ数	箇所	33 45	52	60
		70	農村女性研修の年間開催回数	回	4 5	7	5
		72	創業者支援資金融資制度の年間利用件数	件	(男女) 57 (男女) 75	(女) 13	(女) 15
	男女がともに働きやすい社会をつくる	78 186	母子家庭自立支援給付事業の受給者数	人	130 230	38	50
		96	家族経営協定締結数	件	30 43	51	61
		97	職域メンタルヘルスサポーター養成者数	人	—	124	730
		100	子育て支援センターの相談件数	件	7,500 15,000	9,302	13,000
		102	子育て支援センターの設置数	箇所	5 11	9	12
		103	放課後健全育成事業の年間延利用人数	人	40,000 100,000	97,660	125,000
		104	地域児童健全育成事業の年間延利用人数	人	340,000 370,000	444,194	450,000
		105	児童館へ来館する児童の年間延利用人数	人	274,000 285,000	387,261	415,000
		108	ファミリー・サポート・センターの会員数の増加	人	1,320 1,830	2,284	3,500
		109	預かり保育事業の実施率	%	62.5 80	100	100
		111	親子サークル実施施設数	箇所	保育所 43 49 児童館 10 11	保育所 51 支援センター 5 児童館 11	保育所 56 支援センター 8 児童館 13
		113	特別保育などの実施施設数	箇所	延長保育 59 69 休日保育 13 24 年末保育 24 29 病児・病後児 2 3 体調不良時型 —	延長保育 65 休日保育 26 年末保育 38 病児・病後児 4 体調不良時型 19	延長保育 67 休日保育 27 年末保育 38 病児・病後児 5 体調不良時型 24
		114	子育て短期支援事業の年間利用者数	人	2 20	7	20

推進目標	取組みのテーマ	事業番号	指標項目	単位	前期基準値	後期基準値 (平成 22 年度)	後期目標値 (平成 28 年度)
					前期目標値		
家庭で支える、地域で取組む	家庭で喜びと責任を共有する	121	パパママセミナーの年間受講者数	組	夫婦 297 450	夫婦 420	夫婦 450
		地域で取組む	125	男女共同参画推進地域リーダー主催講座の参加者数	人	2,700 3,700	2,972
	129		市ボランティアセンター登録ボランティア団体数	団体	330 450	365	450
	132		防火研修会の開催回数	回	29 30	26	30
	132		防火研修会の参加人数	人	365 390	518	600
	134 157		普通救命講習の開催回数	回	—	387	300
	134 157		普通救命講習の受講者数	人	—	8,461	7,500
	137		富山市を活動拠点とする富山県認証のNPO法人の数	団体	78 160	132	190
	141		シルバー人材センター会員数	人	2,100 3,000	2,346	3,000
	142		要援護高齢者地域支援ネットワーク数	団体	—	793	880
	142		介護予防ふれあいサークル数		—	772	865
	142		介護予防ふれあいサークル参加者数	人	—	12,801	14,270
	147		高齢者運転免許自主返納支援事業の申請人数	人	—	561	720
	148	勤労青少年ホームの男女の利用者及び入館者の割合	%	—	68.8	50.0	
配偶者等からの暴力の根絶に取組む	DV 根絶のための意識づくりを推進する	165	DV 被害にあった際に相談しなかった割合	%	—	59.7	30.0
		165	DV 被害にあった際、どこに相談したらよいかわからなかった人の割合	%	—	7.5	0.0
	相談体制を強化する	170	女性相談員の窓口相談件数	件	45 100	50	50
		174 194	DV に関する研修の開催回数	回	—	3	16
	安全確保と自立支援に取り組む	182 189	地域での精神保健福祉相談や心のケア相談窓口数	箇所	—	1	5

資料集

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画審議会（第21条—第26条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調

査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第21条 総理府に、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第23条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第24条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力)

第25条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法（昭和24年法律第127号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号の次に次の1号を加える。

四の二 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する男女共同参画基本計画の案を作成すること。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成19年7月11日法律第113号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- （婦人相談員による相談等）
- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
- （婦人保護施設における保護）
- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

- （配偶者からの暴力の発見者による通報等）
- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
- （配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
- 第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
- （警察官による被害の防止）
- 第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭

和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身邊につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身邊につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てによ

り、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用す

る場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

る。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成16年法律第64号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成20年1月11日

内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、平成16年5月には、法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成19年7月に法改正が行われ、平成20年1月11日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活

用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、

調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

富山市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第15条）

第2章 男女共同参画の推進に関する施策（第16条―第23条）

第3章 富山市男女共同参画推進審議会（第24条―第29条）

第4章 補則（第30条）

附則

富山市民がめざす社会は、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」である。

この社会の実現をめざし、富山市においては、「人間性の尊重」を基本理念に、さまざまな施策を積極的に推進してきたが、少子高齢化、高度情報化、国際化など、急激な社会情勢の変化に的確に対応していく上からも、なお一層の努力が必要とされている。

このことから、新たな時代に即した富山市を築くため、男女共同参画社会基本法を尊重すること、男らしさ女らしさを一方的に否定することなく、男女の人権を尊重すること、また、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、男女が、相互に協力・協調しつつ、主体的に参画すること、中でも、家族の大切さを十分に認識し、お互いの努力と協力のもとに、愛情豊かな家庭の創造に努めること、併せて地域社会の構成員としての責任と役割を自覚することが、市民一人ひとりに求められる。

ここに、男女共同参画社会の実現を市政の重要課題と位置付け、市、市民及び事業者の協働による新しい社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を十分に発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女の自由な活動の選択を妨げることのないよう配慮することを旨として、行われなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動とその他の活動を両立できるようにすることを旨として、行われなければならない。

(男女の生涯にわたる健康の確保)

第7条 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を尊重し、特に女性の身体の特性について十分に配慮するとともに、生涯にわたって心身の健康が確保されることを旨として、行われなければならない。

(世界的視野の下での男女共同参画)

第8条 男女共同参画の推進は、世界的な視野に立ち、国際的な取組みと協調して、積極的に行われなければならない。

(市、市民及び事業者の協働)

第9条 男女共同参画の推進は、市、市民及び事業者が、主体的にその役割を果たすとともに、協働して取り組むことを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第10条 市は、基本理念(前文及び第3条から前条までに定める男女共同参画の推進についての理念をいう。以下同じ。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備に努めるものとする。

4 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第11条 市民は、基本理念に対する理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、職場における活動に男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、その事業に従事する者の職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動の両立が可能となるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第13条 家庭教育、社会教育、職場教育、学校教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、基本理念に配慮するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第14条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、性別により差別した取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。)を行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的、精神的、経済的又は性的暴力行為その他の暴力行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第15条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は男女間における暴力を助長する表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する施策

(計画の策定)

第16条 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号の大綱に基づき実施すべき具体的な男女共同参画推進施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第25条に規定する富山市男女共同参画推進審議会に意見を求めるとともに、広く市民から意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第17条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と職業生活における活動等との両立支援)

第18条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の社会における活動を両立することができるように必要な支援に努めるものとする。

(地域リーダーの設置)

第19条 市は、市民による主体的な男女共同参画の推進を図るため、富山市男女共同参画推進地域リーダー(以下「地域リーダー」という。)を置くものとする。

2 地域リーダーは、地域において基本計画の周知を図るとともに、地域における男女共同参画

を推進するため必要な啓発活動を行うものとする。

(拠点施設の設置)

第20条 市は、男女共同参画を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第21条 市は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者からの苦情があった場合は、その処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱い等に関する相談に対して、関係機関との連携を図り、適切に対応するよう努めるものとする。

(調査研究)

第22条 市は、男女共同参画推進施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第23条 市は、男女共同参画推進施策の実施状況について、毎年、これを公表するものとする。

第3章 富山市男女共同参画推進審議会

(設置)

第24条 基本計画その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査及び審議を行うため、富山市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、第4号に掲げる委員は、公募により選出するものとする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市内に住所を有する者、市内に事務所若しくは事業所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第26条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(細則)

第29条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 補則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

用語解説

●ア～オ

NPO(Non Profit Organization)

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体を指します。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためですが、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

エンパワーメント

力をつけること。自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になることをいいます。

●カ～コ

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家

庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

●サ～ソ

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことを指します。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

指導的地位

「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見」（平成19年2月14日男女共同参画会議決定）においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法等を踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されています。

スクールカウンセラー

児童・生徒の臨床心理に関し高度な専門的知識及び経験を有する者で、児童・生徒、保護者、教職員の当面する悩みなどについて、相談に応じ、適切な指導・助言を行う専門員をいいます。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的知識や関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒のおかれた環境に働きかけ、その支援を行う専門員をいいます。

セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に相手の意思に反して行われる性的な言動をいいます。雇用関係者間のみならず、施設における職員とその利用者や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。その言動が職場で行われた場合、当該女性労働者が労働条件につき不利益を受ける対価型セクシュアル・ハラスメントや、当該女性労働者の就業環境が害される環境型セクシュアル・ハラスメントとなります。

積極的改善措置

「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会など委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進などが実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

●タ～ト

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

男女共同参画社会基本法 男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999年(平成11年)6月23日に公布、施行されました

男女雇用機会均等法(「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保などに関する法律」)

女性差別撤廃条約を批准するための国内法整備の一環として1985年(昭和60年)公布され、翌年施行。その後、1997年(平成9年)に改正法が公布され、1999年(平成11年)に施行されました。この法律では、募集・採用、配置・昇進について女性に対して男性と均等な機会を与えること、及び教育訓練・福利厚生、定年、退職、解雇について女性であることを理由として差別的扱いをすることを禁止しています。また、ポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメントに関する規定なども設けられています。

地域(地域コミュニティ)

住民の身近な生活圏のことで、都道府県や市町村といった行政区分とは異なる概念です。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区等様々な範囲が想定されます。

デートDV

DV(配偶者からの暴力の項目参照)のうち、特に若年世代に見られる交際相手からの暴力を「デートDV」といいます。

●ナ～ノ

二次(的)被害

相談者(被害者)の心身の状況に配慮しない不適切な対応により、相談者をさらに傷つけてしまうことをいいます。

認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障害がおり、普通の社会生活がおくれなくなった状態をいいます。

認知行動療法

強いストレス刺激により落ち込み(気分)や体が重い(身体反応)といった反応が現れたとき、生活の中での考え方や行動の悪循環を把握し、セルフコントロールすることにより症状を改善する、心理的治療法とされています。

●ハ～ホ

配偶者からの暴力

2004年(平成16年)12月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(改正DV防止法)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

なお、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。また一般には身体的暴力以外に、精神的な暴力や性的な暴力などに広げて用いる場合があります。DV(ドメスティック・バイオレンス)の用語が広く使われますが、国の法令では、概念や言葉の使用に個人差のあるDVではなく、「配偶者からの暴力」という言葉を使っています。

(複雑性)PTSD post-traumatic stress disorder

長期間続いた虐待などが原因となって起こる心的外傷後ストレス障害のことをいいます。自分の意思とは関係なくある出来事を繰り返し思い出してそのときと同じ苦痛を感じたり、物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりすることがあります。

保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令をいいます。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型があります。

●ラ～ン

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年(平成6年)の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995年(平成7年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において提唱された概念。単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされまた、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とそれぞれ定義されています。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。